# 御宿町 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画



令和6年3月 千葉県 御宿町

## はじめに

障害のある方を取り巻く社会環境は、福祉サービスや、雇用、教育、情報、 バリアフリー化、差別・偏見、地域共生など様々な要素によって形成され、その 影響を受けています。

また、社会環境は常に変化しており、それに伴い障害者福祉に関する様ざまな 法整備等が進められています。近年では、令和4年に「障害者による情報の取得 及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、全ての障 害者が必要とする情報を十分に取得・利用し、円滑に意思疎通を図ることができ るようにすることなどの基本理念が定められました。また、障害者総合支援法の 一部が改正され、障害のある方が安心して暮らし続けることができる地域共生 社会を実現するため、障害者等の地域生活の支援体制の充実や、地域生活支援拠 点等の整備等、基幹相談支援センターの設置の努力義務化等が令和6年4月に 施行される予定です。

現行計画の期間中は、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行により、サービス事業所内での感染拡大により十分なサービスが受けられない状況が生じたり、各種団体の活動も制限され外出の機会が減少したりといったことが起こりました。現在、新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行しましたが、引き続き感染防止のための取組が必要とされています。

このような中、本町では令和3年に現行計画である「御宿町第4次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を一体的に策定し、計画の基本理念である「誰もが その人らしく暮らせるやさしいまち おんじゅく」の実現を目指し、障害のある方が地域で自分らしく安心して暮らせるよう福祉施策を推進しているところですが、そのうち障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間が終了するため、新たに「御宿町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を一体的に策定いたしました。

本計画の推進により、障害のある方の支援体制を更に充実させ、差別や偏見をなくし、個人の人権が尊重されるとともに、地域の方々と手をとり合い、自立して生活できる社会を推進してまいります。また、障害を抱える方のみならず、その家族や介護者へのサポートもできるよう体制づくりに努めてまいりますので、町民の皆様の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、多大なるご尽力とご協力をいただきました計画策定委員の皆様をはじめ、関係機関及びヒアリング調査にご協力いただきました多くの皆様に厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

神宿町長 石田義廣

# ●●目次●●

第1部	序 論	3
第1章	計画の概要	. 3
第2章	障害のある人をとりまく現状	. 9
第2部	第7期障害福祉計画	27
第1章	第6期計画の振り返り	27
第2章	第7期計画の基本方針と成果指標	39
第3章	障害福祉サービスの見込量と確保の方策	46
第4章	地域生活支援事業の見込量と確保の方策	63
第3部	第3期障害児福祉計画	75
第1章	第2期計画の振り返り	75
第2章	第3期計画の基本方針と成果指標	80
第3章	障害児福祉サービス等の見込量と確保の方策	83
第4部	計画の推進にあたって	89
第1章	円滑なサービス提供体制の確立	89
資料編.		95

# 第1部

# 序論

第1章 計画の概要

第2章 障害のある人をとりまく現状

# 第1部 序 論

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨と背景

#### (1)計画策定の趣旨

これまで、御宿町(以下、「本町」という。)では、「誰もが その人らし く暮らせる やさしいまち おんじゅく」を基本理念とした「御宿町第4次障害者計画」を策定し、障害の有無にかかわらず、共に地域で自分らしく安心して暮らせる社会の実現に向けて、障害のある人の日常生活の支援や社会参加の促進、権利擁護など、計画的な障害福祉施策の推進に取り組んできました。

また、「御宿町障害福祉計画」、「御宿町障害児福祉計画」では、地域において必要な障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援等の各種サービスが計画的に提供されるよう、質量の確保に努めてきました。

この間、国においては令和 3 年 5 月に「障害を理由とする差別の解消の 推進に関する法律」(障害者差別解消法)の改正法が成立するなど、障害の ある人をとりまく環境は変化しています。また、令和 5 年 3 月には、「障 害者基本計画(第 5 次)」が閣議決定され、「共生社会の実現に向け、障害 のある人が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を 最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害のある人の社会 参加を制約する社会的障壁を除去するため施策の基本的な方向」が示されて おり、差別の解消や権利擁護の推進、情報アクセシビリティの向上、自立し た生活の支援など総合的に施策が展開されています。

この度、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画が令和5年度で計画期間の終了を迎えるため、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、「御宿町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を新たに策定し、国の取り組みを踏まえつつ、障害福祉サービス等の提供体制の確保を推進し、業務の円滑な実施を目指します。

### (2) 近年の動向

障害者雇用促進法の一部を改正する 法律(平成28年4月1日施行)	0 0	障害者に対する差別の禁止 合理的配慮の提供義務 法定雇用率の算定基礎の見直し(算定基礎に精神 障害者を加える)
成年後見制度利用促進法 (平成 28 年 5 月 13 日施行)	0	成年後見制度 <sup>※1</sup> 利用促進委員会の設置
ニッポン一億総活躍プラン (平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)	0	障害者、難病 <sup>※2</sup> 患者、がん患者などの活躍支援 地域共生社会 <sup>※3</sup> の実現
発達障害者支援法の一部を改正する 法律(平成28年8月1日施行)	0	発達障害 <sup>※4</sup> 者支援地域協議会の設置 発達障害者支援センターなどによる支援に関す る配慮
障害者総合支援法及び児童福祉法の 改正(平成30年4月1日施行)	0 0 0 0	自立生活援助の創設(円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行うサービス) 就労定着支援の創設(就業に伴う生活課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を行うサービス) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用障害児のサービス提供体制の計画的な構築(障害児福祉計画の策定義務づけ) 医療的ケアを要する障害児に対する支援(平成28年6月3日施行)
障害者による情報の取得及び利用並 びに意思疎通に係る施策の推進に関 する法律(令和4年5月25日施行)	000000	障害者による情報取得等に資する機器等 防災・防犯及び緊急の通報 障害者が自立した日常生活・社会生活を営むため に必要な分野に係る施策 障害者からの相談・障害者に提供する情報 国民の関心・理解の増進 調査研究の推進等
障害者の日常生活及び生活を総合的 に支援するための法律等の一部を改 正する法律(令和6年4月1日施行)	0 0 0	障害者等の地域生活の支援体制の充実 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障 害者雇用の質の向上の推進 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の 整備 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する 適切な医療の充実及び療養生活支援の強化 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定 疾病についてのデータベース(DB)に関する規定 の整備

<sup>※1</sup> 知的障害者、精神障害者、認知症高齢者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度

<sup>※2</sup> ①原因不明、治療方針未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病 ②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため家族の負担が重く、また 精神的にも負担の大きい疾病

 <sup>※3</sup> 制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会
 ※4 発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされている

#### 図表 (参考) 合理的配慮

合理的配慮は、障害者差別解消法で定められた規定であり、役所や事業者に対して、障害 のある人から社会の中にあるバリアを取り除くため、何らかの対応を求められたときに、負 担が重過ぎない範囲で対応することを「合理的配慮」という。

内閣府「合理的配慮等具体例データ集(全般)」

#### ○代表的な合理的配慮

- 困っていると思われるときは、まずは声をか け、手伝いの必要性を確かめてから対応する
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速 度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距│3. 障害を理由に書面の交付、資料の 離の位置取りについて、障害者の希望を聞いた りする
- 3. 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場 合に、会場の座席位置を扉付近にする
- 4. 筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じた コミュニケーション手段を用いる
- 5. 意思疎通のために絵や写真カード、ICT機器 (タブレット端末等) 等を活用する
- 6. 入学試験において、別室受験、時間延長、読み 上げ機能等の使用を許可する
- 7. 支援員等の教室への入室や授業・試験でのパソ コン入力支援等を許可する
- 8. 取引、相談等の手段を、非対面の手段を含めて 複数用意する
- 9. 精算時に金額を示す際は、金額が分かるように レジスターまたは電卓の表示板を見やすいよ うに向ける、紙等に書く、絵カードを活用する 等して示すようにする
- 10. お金を渡す際に、紙幣と貨幣に分け、種類ごと に直接手に渡す
- 11. 重症心身障害や医療的ケアが必要な方は、体温 調整ができないことも多いので、急な温度変化 を避ける配慮を行う

#### ×不当な差別的取扱

- 障害を理由に窓口対応を拒否する 1.
- 障害を理由に対応の順序を後回し 2. にする
- 送付、パンフレットの提供等を拒
- 障害を理由に説明会、シンポジウ 4. ム等への出席を拒む
- 5. 事務・事業の遂行上、特に必要では ないにもかかわらず、障害を理由 に、付き添い者の同行を求めるな どの条件を付けたり、特に支障が ないにもかかわらず、付き添い者 の同行を拒んだりする
- 「障害者不可」、「障害者お断り」 と表示・広告する
- 7. 試験等において合理的配慮を受け たことを理由に、試験結果を評価 対象から除外したり、評価に差を つける
- 本人を無視して、介助者・支援者や 付き添い者のみに話しかける

#### 計画の位置づけ 2

#### (1)法的位置づけ

本計画は、障害者総合支援法\*5第88条第 | 項の規定による「市町村障害福 祉計画」と児童福祉法※6第33条の20第1項の規定による「市町村障害児福祉 計画」を一体的に策定するものです。

#### (2)各種計画との関係

本計画は、本町のまちづくりの最上位計画である「第5次御宿町総合計画」を 踏まえ、その他の関連計画等と調和・連携する計画とします。

また、令和2年度に策定した「第4次障害者計画」と本計画は相互に密接な関 係にあり、関連して施策を進めていかなければならないことから、障害者施策 の基本理念や趣旨を踏まえて策定します。

御宿町第5次総合計画 国の基本指針 千葉県障害者計画 ~みんなで創るみんなの ONJUKU2030~ 【各種計画】 · 御宿町高齢者保健福祉計画 基本指針に即して ・御宿町介護保険事業計画 施策の方向性に 策定し、県計画との ・御宿町子ども・子育て支援事業計画 関する整合性を確保 整合性を確保 ・地域でつくる御宿いきいきプラン

図表 各種計画との関係

御宿町第4次障害者計画

御宿町第7期障害福祉計画 御宿町第3期障害児福祉計画

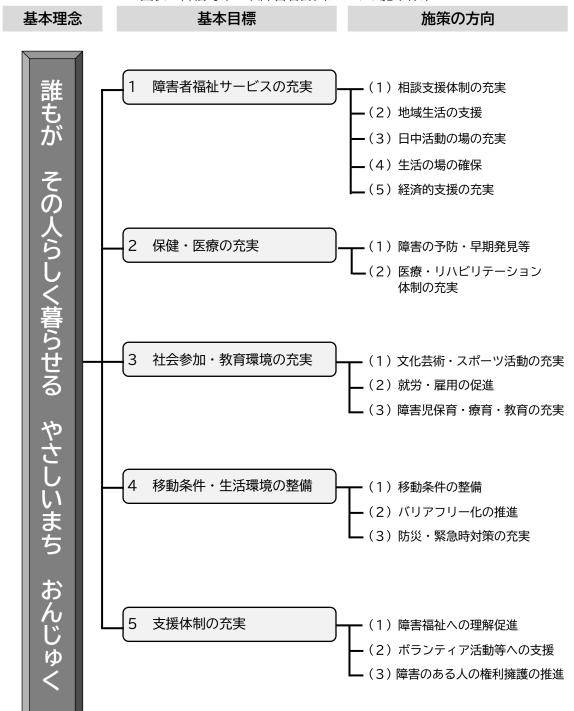
<sup>※5</sup> 障害者の日常生活及び生活を総合的に支援するための法律。地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サー

#### 図表 御宿町第4次障害者計画における基本理念

#### ~ 基本理念 ~

# 誰もが その人らしく暮らせる やさしいまち おんじゅく

図表 御宿町第4次障害者計画における施策体系



# 3 計画期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。なお、計画期間中に法制度の変更や社会情勢の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

令和 令和 令和 令和 令和 5年度 9 年度 10 年度 3 年度 4 年度 6年度 7年度 8年度 11 年度 第4次障害者計画 第5次障害者計画 (令和3~8年度) (令和 9~14 年度) 第7期 障害福祉計画 第6期 障害福祉計画 第8期 障害福祉計画 (令和6~8年度) (令和3~5年度) (令和 9~11 年度) 第2期 障害児福祉計画 第3期 障害児福祉計画 第4期 障害児福祉計画 (令和3~5年度) (令和6~8年度) (令和 9~11 年度)

図表 計画期間

## 4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、福祉サービスの利用状況や課題、サービス提供事業者の意向等を把握するため、サービス提供事業所に対してヒアリングシートを配布し、調査を行いました。

また、医療関係者や地域福祉関係者、障害者団体関係者、障害福祉関係者、行政機関関係者等により構成する「御宿町障害者計画等策定委員会」において、計画内容の協議を行いました。

その他、令和6年 | 月3|日から2月29日までパブリックコメント\*7を実施し、住民の皆さまから意見の募集を行いました。

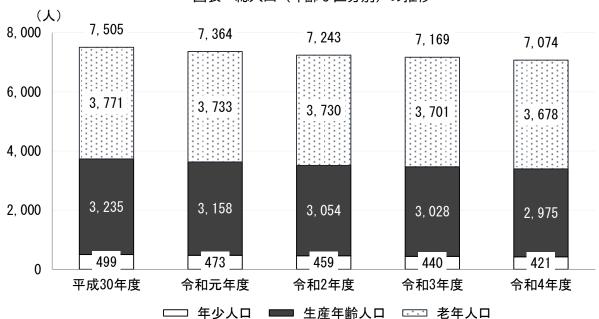
<sup>※7</sup> 町の重要な政策等の形成過程において、広く住民の意見、提案等を聴き、その意見等を政策等についての意思決定 に反映させる制度です。町政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、町の住民への説明責任を果たすととも に、住民の町政への参画を促進することにより、住民が主体となったまちづくりの推進に寄与することを目的として います

# 第2章 障害のある人をとりまく現状

# 1 人口・世帯数の推移

住民基本台帳における本町の令和 4 年度末の総人口は 7,074 人です。人口は減少が続いており、平成 30 年度末から令和 4 年度末にかけて 43 I 人(5.7%)減少しています。

また、世帯数は令和 2 年度末まで増加していましたが、以降減少して令和 4 年度末には 3,685 世帯となっています。



図表 総人口(年齢3区分別)の推移

図表 総人口・世帯数の推移

	区	分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総丿	\\\	(人)	7, 505	7,364	7, 243	7, 169	7,074
上	年少人口	(人)	499	473	459	440	421
年齢別	生産年齢人口	(人)	3, 235	3, 158	3,054	3,028	2,975
別	老年人口	(人)	3, 771	3, 733	3,730	3, 701	3, 678
世帯	数	(世帯)	3, 695	3,680	3,690	3,688	3,685
<u>—</u> t	世帯当たり人員	(人/世帯)	2.03	2.00	1.96	1.94	1.92

※総人口には年齢不詳人口を含みます。

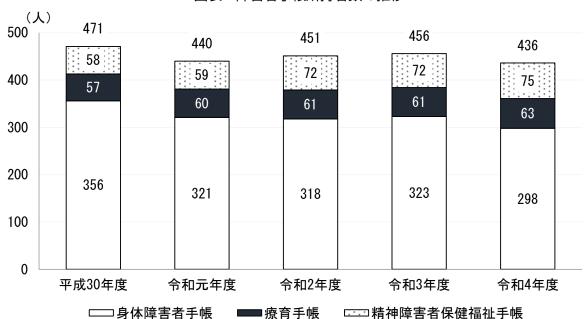
資料:住民基本台帳(各年度末現在)

# 2 障害や病気によって支援が必要な人の状況

#### (1)障害者手帳所持者数の推移

御宿町の障害者手帳所持者数は増減しながら推移し、令和 4 年度末には 436 人となっています。

障害者手帳所持者数の内訳をみると、令和 4 年度末の各手帳の所持者数は、身体障害者手帳が 298 人、療育手帳が 63 人、精神障害者保健福祉手帳が 75 人となっており、平成 30 年度末と比較すると、身体障害者手帳所持者数は減少、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加となっています。



図表 障害者手帳所持者数の推移

単位: (人)

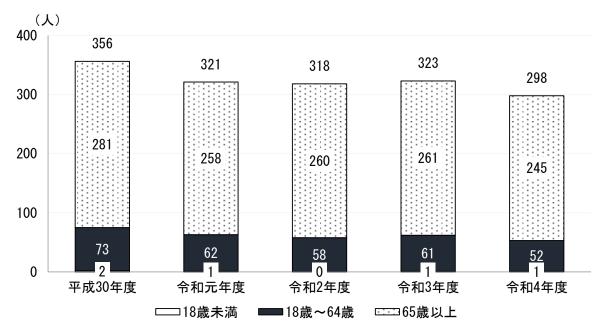
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度
障	害者手帳所持者	471	440	451	456	436
	身体障害者手帳	356	321	318	323	298
	療育手帳	57	60	61	61	63
	精神障害者保健福祉手帳	58	59	72	72	75

#### (2) 身体障害者手帳所持者の状況

#### ① 年齢区分別の推移

年齢区分別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、各年齢区分において増減しながら推移しています。令和 4 年度末の所持者数は 18 歳未満が 1 人、18 歳~64 歳が52 人、65 歳以上が245 人となっており、身体障害者手帳所持者数の8割が高齢者となっています。

図表 身体障害者手帳所持者数の推移(年齢別)



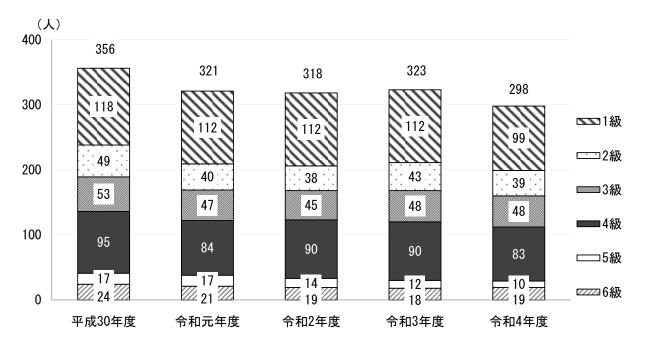
単位:上段(人)/下段(%)

十世· 工校 ()() / T校 (					
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳所持者	356	321	318	323	298
18 歳未満	2	1	0	1	1
構成比	0.6	0.3	0.0	0.3	0.3
18 歳~64 歳	73	62	58	61	52
構成比	20.5	19.3	18.2	18.9	17. 4
65 歳以上	281	258	260	261	245
構成比	78.9	80.4	81.8	80.8	82. 2

#### ② 等級別の推移

等級別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成30年度から令和4年度にかけて重度(1級・2級)は130~160人台、中度(3級・4級)は130~140人台、軽度(5級・6級)は20~40人台でそれぞれ推移しており、それぞれ減少傾向となっています。

図表 身体障害者手帳所持者数の推移 (等級別)



単位:上段(人)/下段(%)

		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障	害者手帳所持者	356	321	318	323	298
	1級	118	112	112	112	99
重度	構成比	33.1	34.9	35.2	34.7	33. 2
度	2級	49	40	38	43	39
	構成比	13.8	12.5	11.9	13.3	13. 1
	3級	53	47	45	48	48
中度	構成比	14.9	14.6	14. 2	14. 9	16. 1
度	4級	95	84	90	90	83
	構成比	26.7	26.2	28.3	27.9	27.9
	5級	17	17	14	12	10
軽度	構成比	4.8	5.3	4.4	3.7	3.4
度	6級	24	21	19	18	19
	構成比	6.7	6.5	6.0	5. 6	6.4

#### ③ 障害別の推移

障害別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成30年度から令和4年度にかけて心臓機能障害、呼吸器機能障害は増加傾向、肢体不自由<sup>\*\*8</sup>、じん臓機能障害、聴覚障害、ぼうこう・直腸機能障害、視覚障害は減少傾向、その他の部位ではおおむね横ばいで推移しています。

図表 身体障害者手帳所持者数の推移 (障害別)

単位:上段(人)/下段(%)

					<ul><li>上投(八)/</li></ul>	1 +2 (70)
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者	手帳所持者	356	321	318	323	298
視覚障害		25	26	21	21	20
	構成比	7.0	8.1	6.6	6.5	6.7
平衡機能障害	聴覚	27	23	22	21	20
関見機・	構成比	7.6	7. 2	6.9	6.5	6.7
能   障	平衡機能	0	0	0	0	0
害	構成比	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
音声・言	語・そしゃく機能障害	8	9	6	5	6
	構成比	2.2	2.8	1.9	1.5	2.0
肢体不自	自由	167	147	141	145	131
	構成比	46.9	45.8	44.3	44. 9	44.0
	心臓機能	65	64	75	80	71
	構成比	18.3	19.9	23.6	24.8	23.8
	じん臓機能	34	29	26	25	23
	構成比	9.6	9.0	8. 2	7.7	7.7
	呼吸器機能	3	2	4	5	6
	構成比	0.8	0.6	1.3	1.5	2.0
内 部 障 害	ぼうこう・直腸機能	26	20	22	20	20
障害	構成比	7.3	6.2	6.9	6.2	6.7
I	小腸機能	0	0	0	0	0
	構成比	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	免疫機能	1	1	1	1	1
	構成比	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	肝臓機能	0	0	0	0	0
	構成比	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

<sup>※8</sup> 身体障害の一つで、四肢(上肢・下肢)や体幹の機能に障害があることをいう。身体障害者福祉法における障害の 分類では、最も対象者が多い

#### ④ 種類別・等級別の状況

令和 4 年度末時点の種類別・等級別の身体障害者手帳所持者数の状況をみると、内部障害の I 級の方が 62 人で最も多く、次いで肢体不自由の 4 級の方が 40 人、肢体不自由の I 級の方が 31 人となっています。

図表 身体障害者手帳所持者数の推移の状況(種類別・等級別)

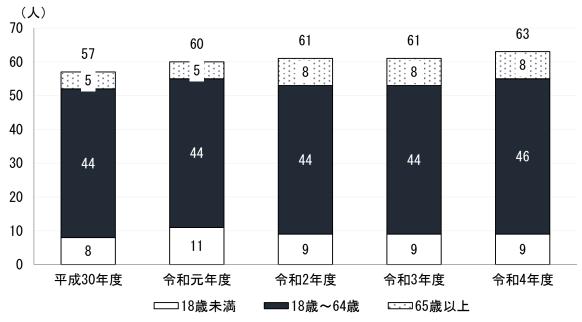
単位: (人)

						一一	- ()()
	重度		中度		軽度		Δ <del>=</del> 1
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合 計
視覚障害	6	8	1	0	5	0	20
聴覚・平衡機能障害	0	5	2	4	0	9	20
音声・言語・そしゃく機能障害	0	2	1	3	0	0	6
肢体不自由	31	22	23	40	5	10	131
内部障害	62	2	21	36	0	0	121
合 計	99	39	48	83	10	19	298

### (3) 療育手帳所持者の状況

#### ① 年齢区分別の推移

年齢別に療育手帳所持者数の推移をみると、18 歳未満及び 65 歳以上は令和2年度以降横ばい、18歳~64歳は令和4年度に増加し、46人となっています。



図表 療育手帳所持者数の推移 (年齢別)

単位:上段(人)/下段(%)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度
療育手帳所持者	57	60	61	61	63
18 歳未満	8	11	9	9	9
構成比	14.0	18.3	14.8	14.8	14.3
18 歳~64 歳	44	44	44	44	46
構成比	77. 2	73.3	72.1	72.1	73.0
65 歳以上	5	5	8	8	8
構成比	8.8	8.3	13.1	13.1	12.7

#### ② 障害程度別の推移

障害程度別に療育手帳所持者数の推移をみると、A(最重度~重度)は 増加傾向、B(中度~軽度)は減少傾向となっており、令和 4 年度末の所 持者数は A(最重度~重度)が 36 人、B(中度~軽度)が 27 人となって います。

(人) 70 63 61 61 60 57 60 50 27 27 29 31 32 40 30 20 36 🛭 34 🖇 32 29 🖇 25 🛭 10 0 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 ------ A  $\square$  B

図表 療育手帳所持者数の推移 (程度別)

単位:上段(人)/下段(%)

		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度
療	育手帳所持者	57	60	61	61	63
	A(最重度~重度)	25	29	32	34	36
	構成比	43.9	48.3	52.5	55.7	57.1
	B(中度~軽度)	32	31	29	27	27
	構成比	56.1	51.7	47.5	44.3	42.9

#### (4)精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

#### ① 年齢区分別の推移

年齢別に精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、18 歳未満は5 年間所持者がおらず、18 歳~64 歳は令和2 年度に増加し以降50 人以上で推移、65 歳以上は増加が続いており令和4 年度には20 人となっています。

(人) 75 80 72 72 59 20 58 15 17 60 14 13 40 57 55 55 45 45 20 0 | ا ۱ ارا ارا 0 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(年齢別)

単位:上段(人)/下段(%)

		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精	神障害者保健福祉手帳所持者	58	59	72	72	75
	18 歳未満	0	0	0	0	0
	構成比	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	18 歳~64 歳	45	45	57	55	55
	構成比	77. 6	76.3	79.2	76. 4	73.3
	65 歳以上	13	14	15	17	20
	構成比	22.4	23.7	20.8	23.6	26.7

□ 18歳未満 ■ 18歳~64歳 □ 65歳以上

#### ② 等級別の推移

等級別に精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、I級(重度)は令和元年度に減少した後、令和2年度以降増加が続いています。また、2級(中度)は増加傾向、3級(軽度)は令和2年度をピークに減少となっています。

(人) 75 80 72 72 18 59 58 19 21 60 14 18 40 46 45 44 35 35 20 8 11 8 9 🛭 7/7 8 8 776 777 0 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 □ 2級 四四 1級 3級

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (等級別)

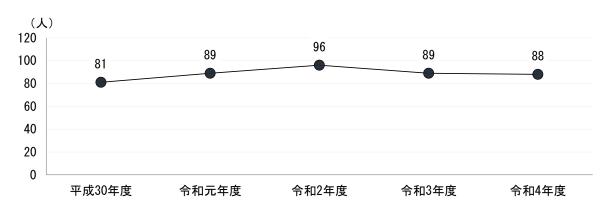
単位:上段(人)/下段(%)

		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度
精神障害者保健福祉手帳所持者		58	59	72	72	75
1級(	重度)	9	6	7	8	11
	構成比	15.5	10.2	9.7	11.1	14.7
2級(	中度)	35	35	44	45	46
	構成比	60.3	59.3	61.1	62.5	61.3
3級(	軽度)	14	18	21	19	18
	構成比	24. 1	30.5	29.2	26.4	24.0

#### (5) 自立支援医療(精神通院医療)受給者の推移

令和 4 年度末時点の自立支援医療<sup>※9</sup> (精神通院医療) 受給者数は 88 人となっています。平成 30 年度から令和 4 年度の推移をみると、81 人~96 人の間で推移しており、受給者の平均人数は 88.6 人となっています。

図表 自立支援医療 (精神通院医療) 受給者数の推移



単位: (人)

 平成30年度
 令和元年度
 令和2年度
 令和3年度
 令和4年度

 精神通院医療受給者
 81
 89
 96
 89
 88

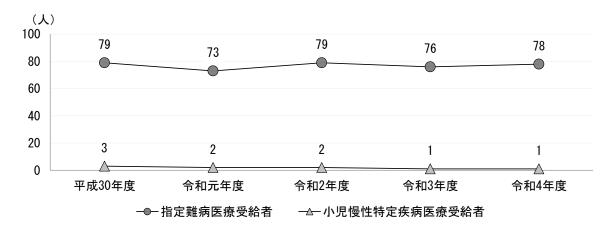
<sup>※9</sup> 障害にかかる公費負担医療制度間での負担の不均衡を解消するため、医療費のみに着目した負担(精神通院医療)と、所得のみに着目した負担(更生医療・育成医療)を医療と所得の双方に着目した負担とする仕組みに統合し、医療費の自己負担を原則 | 割とする公費負担医療制度

#### (6) 指定難病・小児慢性特定疾病医療受給者の推移

難病患者等の推移をみると、指定難病医療受給者は増減しながら推移し、 令和4年度末には78人となっています。

また、小児慢性特定疾病医療受給者は減少しており令和4年度末には1人となっています。

図表 指定難病医療受給者・小児慢性特定疾病医療受給者の推移



単位: (人)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定難病医療受給者	79	73	79	76	78
小児慢性特定疾病医療受給者	3	2	2	1	1

## 3 障害のある人を支える地域環境

#### (1)保育・教育体制

御宿町では令和5年度5月 | 日時点で | か所の認定こども園があり、障害児の入園希望がある場合は随時受け入れ可能な体制を整えています。

また、特別支援学級<sup>※10</sup>は小学校、中学校それぞれ設置しており、小学校においては必要に応じて特別支援学級数を調整し、障害児一人ひとりに応じた教育を行っています。

このほか、必要に応じて町外の特別支援学校\*\*\*に通学している児童生徒もいます。

#### 図表 障害児保育施設数の推移

単位: (か所)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度
認定こども園	1	1	1	1	1	1

資料: 御宿町 保健福祉課(各年5月1日現在)

図表 特別支援学級の状況・推移

単位:学校数(校)/学級数(学級)/児童数(人)

			<u>+w·</u>	大(人) 人(人)		、丁州以) / ノし里	主女人 (ノヘ)	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	
1	小学校*							
	特別支援学級を設置する学校数	2	2	2	2	2	2	
	特別支援学級数	3	3	3	4	4	5	
	特別支援学級児童数	8	11	10	12	16	14	
F	学校							
	特別支援学級を設置する学校数	1	1	1	1	1	1	
	特別支援学級数	2	1	2	2	2	2	
	特別支援学級生徒数	2	1	2	4	7	8	

※小学校の実績には、いすみ市との学校組合立小学校1校を含む。

資料: 御宿町 保健福祉課(各年5月1日現在)

#### 図表 特別支援学校の状況

単位:学級数(学級)/児童生徒数(人)

	1 1 3 1/1/2// (3 1	W/ / 10=== /C/X/ (/ (/
学校名	学級数	児童生徒数
千葉県立夷隅特別支援学校	15	53

※御宿町外在住の児童生徒を含む。

資料:御宿町 保健福祉課(令和5年度5月1日現在)

<sup>※10</sup> 小学校、中学校及び中等教育学校に教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために置かれた学級

<sup>※11</sup> 障害を持つ児童生徒などに対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による 学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識や技能を身につけることを目的とした学校

#### (2) 雇用状況

ハローワークいすみ(茂原公共職業安定所いすみ出張所)管内における障害 者雇用状況\*の推移をみると、新規求職申込件数の合計は令和元年度に一度落 ち込みましたが、以降回復し、令和4年度には67件となっています。

また、就職件数の合計は令和元年度から令和 3 年度まで増加していましたが、令和 4 年度には減少し、24 件となっています。

図表 ハローワークいすみ管内の年度別新規求職・就職状況の推移

単位: (件)

			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度
	合計	新規求職申込件数	50	28	54	73	67
	ㅁ히	就職件数	40	17	28	33	24
	障身 害体 者	新規求職申込件数	16	9	24	24	26
	者	就職件数	14	4	9	9	8
	障知 害的 者	新規求職申込件数	8	4	7	20	10
_	者	就職件数	4	2	4	7	4
	障精 害神	新規求職申込件数	26	15	23	29	31
	障精 害神 者 等	就職件数	22	11	15	17	12

<sup>※</sup>緊急雇用、短期雇用等を含む(退職後再就職等の重複者数)

資料:ハローワークいすみ

#### (3)相談・支援体制

本町の障害に関する窓口業務や相談については、令和 5 年 4 月 1 日時点では主に 2 か所で実施しています。

図表 相談体制の状況

	F3-> 1/1/10
窓口・機関	備考
御宿町役場保健福祉課	
いすみ地域活動支援センター レインボー	地域活動支援センター事業委託

資料:御宿町 保健福祉課(令和5年4月1日現在)

<sup>※</sup>実績値は管内(勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町)の合計

# 4 事業所調査の結果概要

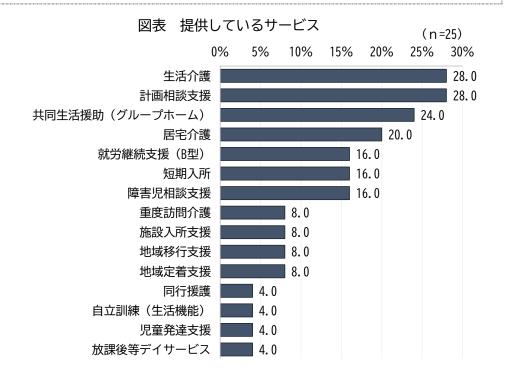
#### (1)実施概要

本調査の対象及び調査方式は、以下のとおりとなっています。

	事業所調査				
調査地域		夷隅圏域			
調査対象	御宿町の援護を受 提供事業所	御宿町の援護を受けている方の利用実績がある夷隅圏域内の福祉サービス 提供事業所			
調査方法		電子メールによる配布、回収			
調査期間		令和5年7・8月			
	配布数	35事業所(併設事業所あり)			
配布・回収	回収数	27事業所(25票)			
	回収率	77.1%			

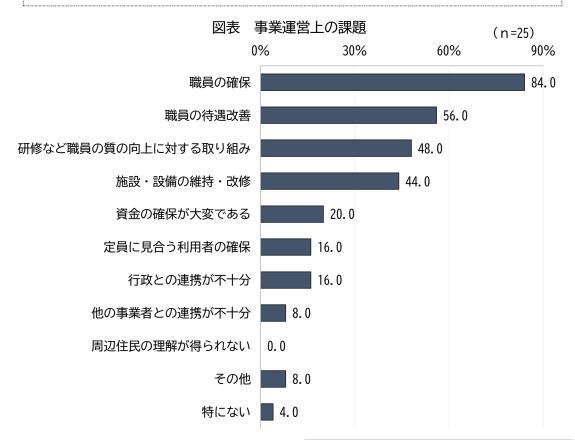
#### (2) 事業の運営について

- ① 提供しているサービス
- ◎ 提供しているサービスについては、「生活介護」、「計画相談支援」がともに28.0%と最も多くなっています。



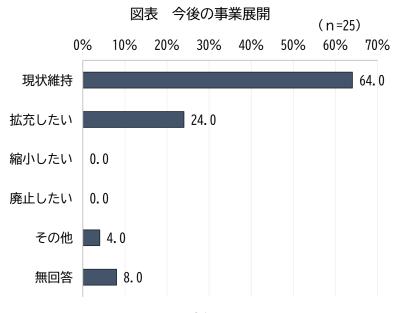
#### ② 事業運営上の課題

◎ 事業運営上の課題については、「職員の確保」が 84.0%と最も多くなっています。次いで「職員の待遇改善」が 56.0%、「研修など職員の質の向上に対する取り組み」が 48.0%となっています。



#### (3) 今後の事業展開について

◎ 事業展開の今後(おおむね3年間)の意向については、「現状維持」が64.0% と最も多くなっています。次いで「拡充したい」が24.0%となっています。



# 第2部

# 第7期障害福祉計画

第1章 第6期計画の振り返り

第2章 第7期計画の基本方針と成果指標

第3章 障害福祉サービスの見込量と確保の方策

第4章 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

# 第2部 第7期障害福祉計画

# 第1章 第6期計画の振り返り

# 1 第6期障害福祉計画の成果指標の進捗状況

国の指針に基づき設定した第6期障害福祉計画の成果指標に対する進捗 状況は以下のとおりです。

#### 成果指標1 福祉施設入所者の地域生活への移行

第 6 期障害福祉計画策定時の成果指標として、施設入所者の地域生活へ 移行する人数が令和 5 年度末までに 2 人、令和 5 年度末の施設入所者数が 令和元年度末と比較して I 人減少することと設定しています。

令和 4 年度末の実績値は、入所者減少数が 2 人、地域生活移行者が 0 人となりました。

項目	指標	実績(見込)
【指標】 入所者数 (入所者数の削減見込数)	10 人 (-1)	9 人 (-2)
【指標】 地域生活移行者数 (施設入所からグループホームなどの地域生活へ移行する人数)	2人	0人

単位: (人)

資料:「御宿町 保健福祉課」

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所者数	11	10	9	9
地域移行者数	0	0	0	0

※施設入所者数は各年度末

※令和5年度の数値は見込み

#### 成果指標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム※12の構築

令和 5 年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を市町村または圏域ごとに整備することとしており、本町では、令和 3 年 4 月より夷隅地区自立支援協議会の地域包括ケア部会が協議の場を兼ねることとしました。

#### ① 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

項目	指標	実績(見込)
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況	_	1 か所
【指標】 開催回数	6 回	10 回
【指標】 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの 参加者数	30 人	78 人
【指標】 協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2 回	1 回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場 の設置状況(か所)	0	1	1	1
開催回数(回)	0	9	9	10
保健、医療、福祉、介護、当事者及び家 族等の関係者ごとの参加者数(人)	0	77	71	78
協議の場における目標設定及び評価の実 施回数(回)	0	1	1	1

資料:「御宿町 保健福祉課」

<sup>※</sup>令和5年度の数値は見込み

<sup>※12</sup> 精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのこと

#### ② 精神障害者における障害福祉サービス種別の利用

項目	指標	実績(見込)
【指標】 精神障害者の地域移行支援利用者数	2人	0人
【指標】 精神障害者の地域定着支援利用者数	0人	0人
【指標】 精神障害者の地域共同生活援助利用者数	4人	6人
【指標】 精神障害者の自立生活支援利用者数	0人	0人

単位: (人)

資料:「御宿町 保健福祉課」

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者の地域移行支援利用者数	0	0	0	0
精神障害者の地域定着支援利用者数	0	0	0	0
精神障害者の地域共同生活援助利用者数	5	6	6	6
精神障害者の自立生活支援利用者数	0	1	0	0
※令和 5 年度の数値は見込み	_		資料:「御宿町	保健福祉課」

#### 成果指標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和5年度末を目途に夷隅地区2市2町で整備に向けた協議を続けてい ましたが、第6期計画期間中の整備に至りませんでした。

現在、令和6年度からの開始に向けて調整を図っているところです。

項目	指標	実績(見込)
【指標】 地域生活支援拠点等の整備	1 か所	0 か所
【指標】 運用状況の検証・検討	年1回以上	0 回

	令和2年度	邻3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の整備状況(か所)	0	0	0	0
運用状況の検証・検討回数(回)	0	0	0	0

※令和5年度の数値は見込み

#### 成果指標4 福祉施設からの一般就労移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて令和 5 年度中に一般就労に移行する人数を I 人、就労移行支援事業利用者数を令和 5 年度末時点で 2 人、就労継続支援事業による一般就労への移行者を A 型、B型ともに I 人、令和 5 年度末の就労定着支援事業利用者数を 2 人と設定しています。

令和 5 年度末の実績見込みは、就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数は 0 人、就労移行支援事業利用者数は 2 人、就労継続支援事業 A型、B型ともに 0 人、就労定着支援事業利用者数は 0 人となっています。

なお、国の指針では、就労定着率が8割以上の事業所数を全体の70%以上とすることを目指すとされていましたが、現在、町内には就労移行支援事業所がないため実績もない状況です。

#### ① 福祉施設から一般就労への移行者数

項目	指 標	実績(見込)
【指 標】 令和5年度末の一般就労移行者数	1人	0人

単位: (人)

資料:「御宿町 保健福祉課」

資料:「御宿町 保健福祉課」

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般就労移行者数	0	1	2	0

※令和5年度の数値は見込み

#### ② 就労移行支援事業から一般就労への移行者数

項目	指標	実績(見込)
【指 標】 令和5年度末の就労移行支援事業の利用者数	2人	2人

単位: (人)

				一年世・ (八)
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	邻15年度
就労移行支援事業の利用者数	0	2	2	2

※令和5年度の数値は見込み

## ③ 就労継続支援事業による一般就労への移行

項目		指 標	実績(見込)		
【指標】 令和5年度末の就労継続支援事業の利用者数	A型	1人	A型 0人		
	B型	1人	B型 0人		

単位: (人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援 A 型事業からの一般就労 移行者数	0	0	1	0
就労継続支援 B 型事業からの一般就労 移行者数	0	0	0	0

<sup>※</sup>令和5年度の数値は見込み

## 資料:「御宿町 保健福祉課」

### ④ 就労定着支援事業利用者数及び就労定着率

項目	指標	実績(見込)
【指標】 令和5年度末の就労定着支援事業利用者数	2人	0人
【指標】 令和5年度末の就労定着率8割以上の事業所数	70%	_

単位: (人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	邻15年度
一般就労移行者のうち、就労定着支援 事業利用者数	0	0	1	0
※令和5年度の数値は見込み			資料:「御宿町	保健福祉課」

<sup>※</sup>令和5年度の数値は見込み

## 成果指標 5 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに相談体支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援 センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の 相談支援体制の強化を実施する体制を確保するとしていましたが、第6期 計画期間中での体制の確保には至りませんでした。

現在、令和 6 年度中の基幹相談支援センターの設置に向けて調整を進めているところです。

項目	指標	実績(見込)
【指標】 総合的・専門的な相談支援の実施	実施	未実施
【指標】 専門的な指導・助言件数	7件	0 件
【指標】 人材育成の支援件数	7件	0件
【指標】 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6 回	0 回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	邻15年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無 (有・無)	無	無	無	無
地域の相談支援事業者に対する訪問等に よる専門的な指導・助言件数(件)	0	0	0	0
地域の相談支援事業者の人材育成の支援 件数(件)	0	0	0	0
地域の相談機関との連携強化の取組の 実施回数(回)	0	0	0	0

資料:「御宿町 保健福祉課」

<sup>※</sup>令和5年度の数値は見込み

資料:「御宿町 保健福祉課」

## 成果指標6 障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築

障害福祉サービス等の質の向上のため、サービスの質の向上を図るための体制の構築や各種研修その他の研修への町職員の参加、審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有する体制の整備などを推進しています。

現在、サービスの質の向上を図るための体制構築や各種研修その他の研修への町職員の参加は実施できていますが、審査結果の分析結果を事業所及び 関係自治体等と共有する体制の整備には至っていない状況です。

項目	指標	実績(見込)
【指標】	有	有
サービスの質の向上を図るための体制	13	13
【指標】		
障害福祉サービス等にかかる各種研修その他の研修への町職員	2人	2人
の参加人数		
【指標】		
審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有する体制	有	無
の有無		
【指標】		
審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有した実施	年1回	0 回
回数		

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	邻15年度
サービスの質の向上を図るための体制 (有・無)	有	有	有	有
障害福祉サービス等にかかる各種研修その他の研修への町職員の参加人数(人)	2	2	2	2
審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有する体制の有無(有・無)	無	無	無	無
審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有した実施回数(回)	0	0	0	0

※令和5年度の数値は見込み

# 2 障害福祉サービスの利用状況

計画期間における各サービスの利用状況は以下のとおりです。

## (1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、在宅での自立した生活を支えるため重要なサービスです。

利用者数については計画値を下回りましたが、利用時間については増加しており計画値を上回っています。

図表 訪問系サービスの推移

				第5期			第6期		
			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
訪問系サービス 実人 月 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 有動援護 重度時害者等 包括支援	実 績	21	21	18	20	18	20		
		計画値	12	15	15	26	31	36	
		計画対比	175.0%	140.0%	120.0%	76.9%	58.1%	55.6%	
		実 績	234	843	977	1,070	1,037	1, 114	
	『書書 │ 時間 │計	計画値	144	188	188	880	912	942	
		計画対比	175.0%	140.0%	120.0%	121.6%	113. 7%	118.3%	

資料:「御宿町 保健福祉課」各年度の月平均値

※令和5年度は見込み

### (2)日中活動系サービス

日中活動系サービスは、自立した生活や一般就労のための訓練や介助のほか、在宅での介護者のレスパイト\*\*13などに対応するなど、地域での居場所として重要な拠点となるため、安定したサービス提供量の確保が求められます。

短期入所(福祉型)の利用者数については計画値を下回りましたが、利用日数については計画値を上回っています。

図表 日中活動系サービスの推移

图		第5期			第6期			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	<b>+</b>	実 績	23	23	24	23	23	24
	実人 /月	計画値	23	24	24	24	25	25
生活介護	, ,,	計画対比	100.0%	95.8%	100.0%	95.8%	92.0%	96.0%
工石八吱		実 績	430	450	464	474	481	512
	人日分   /月	計画値	440	459	459	467	484	482
	, ,,	計画対比	97.7%	98.0%	101.1%	101.5%	99.4%	106.2%
	<b>+</b>	実 績	1	1	1	1	1	1
	実人 /月	計画値	1	1	1	1	1	1
療養介護	, ,,	計画対比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	人日分/月	実 績	30	31	31	31	31	32
		計画値	31	31	31	32	32	32
		計画対比	96.8%	100.0%	100.0%	96.9%	96.9%	100.0%
	<b>-</b>	実 績	7	7	3	4	5	6
	<b>実人</b> /月	計画値	2	2	2	10	14	18
短期入所	, ,,	計画対比	350.0%	350.0%	150.0%	40.0%	35. 7%	33.3%
(福祉型)		実 績	9	19	15	65	87	112
	人日分 /月	計画値	10	10	10	35	63	104
	/ /3	計画対比	90.0%	190.0%	150.0%	185. 7%	138.1%	107. 7%
		実 績	0	0	0	0	0	0
	実人 /月	計画値	0	0	0	0	0	0
短期入所	/ / / .	計画対比						
(医療型)		実 績	0	0	0	0	0	0
	人日分 /月	計画値	0	0	0	0	0	0
		計画対比						

<sup>※</sup>令和5年度は見込み

資料:「御宿町 保健福祉課」各年度の月平均値

<sup>※13</sup> 介護を担っている家族等の介護者が一時的に介護から解放され、リフレッシュや休息をとる「介護者のため」のケアを指す

### (3)施設系サービス

本町では、令和 4 年度時点で、施設入所支援の利用は 9 人で、第 6 期計画期間中は計画値を下回る推移となっています。

図表 施設系サービス

				第5期			第6期	
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
施設入所支援 実人 /月	実 績	11	11	11	10	9	9	
	実人   /日	計画値	10	10	10	11	11	10
	/ / ]	計画対比	110.0%	110.0%	110.0%	90.9%	81.8%	90.0%

※令和5年度は見込み

資料:「御宿町 保健福祉課」各年度の月平均値

## (4)居住支援系サービス

本町では、令和4年度時点で、グループホームの利用は 18人です。 自立生活援助については、令和3年度に | 人利用がありましたが、それ 以外の年度では利用実績はありませんでした。

図表 居住支援系サービス

				第5期			第6期		
			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		実 績	17	17	17	17	18	20	
共同生活援助   実人   (グループホーム)   /月		計画値	13	14	15	20	20	20	
	/ / ]	計画対比	130.8%	121.4%	113.3%	85.0%	90.0%	100.0%	
		実 績	0	0	0	1	0	0	
自立生活援助	実人 /月	計画値	1	1	1	0	0	0	
		計画対比	0.0%	0.0%	0.0%				

※令和5年度は見込み

資料:「御宿町 保健福祉課」各年度の月平均値

### (5)訓練系・就労系サービス

本町での訓練系・就労系サービスは、就労継続支援(B型)の利用が中心となっています。

自立訓練(生活訓練)については、利用者数が減少したこともあり、計 画値を大きく下回る状況となっています。

また、就労継続支援(B型)については、見込が計画値を大きく下回り 計画値の6割半ば程度の実績となっています。

図表 訓練系・就労系サービス

			凶表 訓練: 		・ 就			
				おり知			<b>分0</b> 规	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		実 績	0	0	0	0	0	0
	実人 <i>/</i> 月	計画値	0	0	0	0	0	0
自立訓練	, ,,	計画対比						
(機能訓練)		実 績	0	0	0	0	0	0
	人日分 /月	計画値	0	0	0	0	0	0
	, ,	計画対比						
	<b>.</b>	実 績	1	3	3	1	1	1
	実人 <i>/</i> 月	計画値	2	2	2	3	3	3
自立訓練	, ,	計画対比	50.0%	150.0%	150.0%	33.3%	33.3%	33.3%
(生活訓練)	人日分/月	実 績	55	26	26	10	1	1
		計画値	44	44	44	27	27	27
		計画対比	125.0%	59.1%	59.1%	37.0%	3. 7%	3.7%
	-	実 績	2	1	0	1	1	1
	実人 <i>/</i> 月	計画値	2	3	4	1	1	2
   就労移行支援		計画対比	100.0%	33.3%	0.0%	100.0%	100.0%	50.0%
机刀撑孔又扳		実 績	20	3	0	16	3	1
	人日分 /月	計画値	44	66	88	2	2	4
	, ,,	計画対比	45.5%	4.5%	0.0%	800.0%	150.0%	25.0%
		実 績	0	0	0	0	1	0
就労継続支援	実人 <i>/</i> 月	計画値	1	1	1	0	0	1
		計画対比	0.0%	0.0%	0.0%			0.0%
(A 型)		実 績	0	0	0	0	10	0
	人日分 /月	計画値	22	22	22	0	0	20
		計画対比	0.0%	0.0%	0.0%			0.0%

				第5期			第6期		
			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	-t- 1	実 糸	18	20	16	15	17	17	
	実人 <i>/</i> 月	計画値	15	16	16	23	25	28	
就労継続支援	/ /3	計画対比	120.0%	125.0%	100.0%	65. 2%	68.0%	60.7%	
(B 型)	. – .	実 糸	5 222	221	260	214	223	222	
	人日分 /月	計画値	270	288	288	239	243	255	
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	計画対比	82. 2%	76. 7%	90.3%	89.5%	91.8%	87.1%	
		実 約	<b>5</b> 0	0	0	0	1	0	
	実人 <i>/</i> 月	計画値	<u>1</u>	1	1	0	0	2	
40000000000000000000000000000000000000	/ / ]	計画対比	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	0.0%	
就労定着支援		実 約	<b>∮</b> 0	0	0	0	1	0	
	人日分 /月	計画値	1	1	1	0	0	20	
	, ,,	計画対比	0.0%	0.0%	0.0%			0.0%	

※令和5年度は見込み

資料:「御宿町 保健福祉課」各年度の月平均値

## (6)相談支援

本町での相談支援は、計画相談支援の利用が中心となっています。

令和 4 年度時点で地域移行支援、地域定着支援の利用はみられませんが、地域への移行、定着が進むにつれて、需要は高まっていくことが考えられるため、関係機関や夷隅地区自立支援協議会と連携して、適切なケアマネジメントを実施し、個々のサービス利用者の生活の質の向上に取り組む必要があります。

図表 相談支援

			第5期			第6期		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	-1- 1	実 績	13	12	12	13	16	18
計画相談支援	実人 /月	計画値	10	11	11	15	17	21
/ / / /	/ / ]	計画対比	130.0%	109.1%	109.1%	86. 7%	94.1%	85.7%
		実 績	1	0	1	1	0	0
地域移行支援	実人 <i>/</i> 月	計画値	2	2	2	1	1	3
	/ / ]	計画対比	50.0%	0.0%	50.0%	100.0%	0.0%	0.0%
		実 績	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	実人 /月	計画値	1	1	1	0	0	0
	, ,,	計画対比	0.0%	0.0%	0.0%			

※令和5年度は見込み

資料:「御宿町 保健福祉課」各年度の月平均値

# 第2章 第7期計画の基本方針と成果指標

## 1 障害福祉サービス提供体制確保の基本方針

本町における、障害福祉サービス提供体制確保の基本方針は次のとおりです。

- ① 障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、 必要なサービスや支援を受けて、自立と社会参加の実現を図るため、障害福祉 サービス等の提供体制の整備を推進します。
- ② 障害の程度や種別にかかわらず、住み慣れた地域で希望する障害福祉サービス を受けることができるよう、障害福祉サービス等の提供体制の確保を図ります。
- ③ 自立支援の観点から、地域生活支援拠点や就労移行支援にかかるサービスの基盤を強化し、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムの構築を目指します。



## 2 令和8年度の成果指標

国の指針に準じて設定した成果指標は以下のとおりです。

### 成果指標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、本人の自己決定を尊重し、その家族など関係者の理解や支援等も得ながら、国の基本指針に基づき、施設入所者の地域生活への移行を目指します。

今後、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、令和8年度末における地域生活に移行する人数を令和4年度末の施設入所者の9.1%である 1人として設定します。

また、令和8年度末の施設入所者数については、地域生活への移行等により、令和4年度末の施設入所者から2人減(18.1%)の9人と設定します。

項 目	数値	国の基本指針による考え方
令和4年度末の入所者数	11人	令和4年度末時点の施設入所者数
【指 標】 地域生活移行者数	1人 (9.1%)	令和 4 年度末施設入所者数の 6%以上 (1 人以上)を地域生活へ移行
【指 標】 令和8年度末の入所者数	9人	令和 8 年度末時点の施設入所見込み人員 (令和 4 年度末の 5%以上削減)

### 成果指標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者に対する包括的な支援を行えるようにするため、国の方針を踏ま え、保健・医療・福祉・介護関係者による協議の場を設置します。

また、長期入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制を整備することによって地域生活への移行が可能であると考えられるため、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援等、障害福祉サービスの利用を見込みます。

### ① 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

項目	数値	国の基本指針による考え方
【指 標】 保健、医療、福祉関係者による協議 の場の設置	1 か所	住民に最も身近な基礎的自治体である市町村
【指 標】 開催回数	10 回	が中心となり、当事者及び保健・医療・福祉 に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や
【指 標】 保健、医療、福祉、介護、当事者及び 家族等の関係者ごとの参加者数	70 人	連携を行う体制を構築できるよう、令和 8 年度末までにすべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを
【指 標】 協議の場における目標設定及び 評価の実施回数	1 回	原則として設定

#### ② 精神障害者における障害福祉サービス種別の利用

項目	数値	国の指針による考え方
【指 標】 精神障害者の 地域移行支援利用者数	0人	
【指 標】 精神障害者の 地域定着支援利用者数	0人	現に利用している精神障害者の数、精神障害 者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地
【指 標】 精神障害者の 地域共同生活援助利用者数	6人	域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘   案して、利用者数の見込みを設定 
【指 標】 精神障害者の 自立生活援助利用者数	0人	

### 成果指標3 地域生活支援拠点等の整備

本町では、令和 5 年度末を目途に夷隅地区 2 市 2 町で整備に向けた協議を 実施しましたが整備に至っておらず、令和 6 年度の開始に向けて調整を進めま す。

引き続き地域の状況を把握したうえで、機能の充実に努め、年 | 回以上、地域生活支援拠点等の運用状況を検証及び検討することとします。

項目	数値	国の基本指針による考え方
【指 標】 地域生活支援拠点等の 整備	1 か所	各市町村において地域生活支援拠点等(複数市町 村による共同整備も可能)を整備するとともに、
【指 標】 コーディネーター配置	1人	コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況
【指 標】 運用状況の検証・検討	年1回以上	の検証・検討を行うこと

### 成果指標4 強度行動障害者への支援体制整備

支援体制について検討を行いながら、計画期間内に圏域での整備を目指します。

項目	整備時期	国の基本指針による考え方
【指 標】 強度行動障害者への 支援体制整備	令和8年度	令和8年度末までに、各市町村または圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況
【指 標】 強度行動障害者の状況や 支援ニーズの把握	令和8年度	や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携し た支援体制の整備を進めること

### 成果指標5 福祉施設からの一般就労移行

一般就労への移行にあたっては、相談支援やサービス提供事業所をはじめ、 ハローワーク、県及び関係機関と連携を図りながら、一般就労を希望する方へ の不安解消に努めるとともに、企業等へ働きかけ、法定雇用率をはじめ、障害 のある人の一般就労に向けた理解促進に努めます。

また、障害の多様性や高齢化といった現在のサービス利用者の状況や雇用環境を踏まえ、令和7年度より新たに提供される就労選択支援、サービス提供事業所等とともに、本町の現況に即した就労の選択、一般就労への移行及び職場定着を進めます。

#### ① 福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	国の基本指針による考え方
令和 3 年度の 一般就労移行者数	1人	令和3年度に一般就労した者の数
【指 標】 令和 8 年度末の 一般就労移行者数	2人	令和 8 年度末までに令和 3 年度実績の 1.28 倍以 上

#### ② 就労移行支援事業における一般就労への移行者数

項目	数値	国の基本指針による考え方
令和 3 年度末の就労移行 支援事業の一般就労への 移行者数	2人	令和 3 年度末において就労移行支援事業所から 一般就労へ移行した者の数
【指標】 令和8年度末の就労移行 支援事業の一般就労への 移行者数	3人	令和8年度末までに令和3年度の一般就労への移 行実績の1.31倍以上

#### ③ 就労継続支援事業による一般就労への移行

O 3707 0 1 1 1707 4307			
項目	数値		国の基本指針による考え方
令和 3 年度末の就労継続 支援事業の一般就労への	A型	0人	就労継続支援事業の事業目的等を鑑み、就労継続
移行者数	B型	0人	支援 A 型事業については、令和 3 年度の一般就労
【指 標】 令和 8 年度末の就労継続	A型	1人	への移行実績の 1.29 倍以上、就労継続支援 B 型 事業については、令和 3 年度の一般就労への移行
支援事業の一般就労への   移行者数	B型	1人	実績の 1.28 倍以上

### ④ 就労定着支援事業利用者数及び就労定着率

項目	数値	国の基本指針による考え方
令和 3 年度末の就労定着 支援事業利用者数	0人	- 令和 3 年度実績の 1.41 倍以上
【指 標】 令和 8 年度末の就労定着 支援事業利用者数	1人	13年以天順以1.41日以上
【指 標】 令和 8 年度末の一般就労 移行者の割合が 5 割以上 の事業所の割合	50%	令和 8 年度末までに就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすること(※令和5年度現在、町内には就労移行支援事業所はありませんが、本計画期間中に1か所設立されると仮定し設定)
【指 標】 令和 8 年度末の就労定着 率 7 割以上の事業所数の 割合	25%	令和 8 年度末までに就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を全体の2割5分以上とすること (※令和5年度現在、町内には就労移行支援事業所はありませんが、本計画期間中に1か所設立されると仮定し設定)

※町の考え方

## 成果指標6 相談支援体制の充実・強化等

相談体支援体制を充実・強化するため、令和6年度に基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

また、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを推進するため、協議会の体制確保に努めます。

#### ① 基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の実施

項目	数值	国の基本指針による考え方
【指 標】 基幹相談支援センターに おける総合的・専門的な 相談支援の実施	令和 6 年度	
【指 標】 専門的な指導・助言件数	7件	令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、基本指針に掲げる相談支援の実施及び地域の共談末援体制の強化を実施する体制を確保す
【指 標】 人材育成の支援件数	7件	の相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること
【指 標】 地域の相談機関との連携 強化の取組の実施回数	6回	

### ② 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

項目	数値	国の基本指針による考え方
【指 標】 協議会の体制確保	令和 6 年度	
【指 標】 個別事例の検討件数	3件	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サ
【指 標】 参加事業所・機関数	41 事業所	ービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとと もに、これらの取組を行うために必要な協議会の 体制を確保すること
【指 標】 専門部会の設置数	1 部会	
【指 標】 専門部会の実施回数	8 💷	

## 成果指標7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に 係る体制の構築

夷隅地区自立支援協議会内の体制を活用することにより、関係自治体や事業所等と協議や情報共有する場を確保し、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

項目	数値	国の基本指針による考え方
【指 標】 障害福祉サービス等に係る 各種研修その他の研修への 町職員の参加人数	2人	
【指 標】 審査結果の分析結果を事 業所及び関係自治体等と 共有する体制の有無	有	令和8年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する
【指 標】 審査結果の分析結果を事 業所及び関係自治体等と 共有した実施回数	年1回	

# 第3章 障害福祉サービスの見込量と確保の方策

# 1 サービス提供体制整備の基本的な考え方

本町では、令和 8 年度の目標値の実現と障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業の円滑な提供に向けて、地域の実情やサービス利用状況、新たなサービス対象者等を勘案しつつ、計画期間における適切なサービス提供量を見込み、その確保に努めていきます。

なお、障害福祉サービスは、大きく「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「施設系サービス」、「居住支援系サービス」、「訓練系・就労系サービス」、「相談支援」の6つに分けることができます。

#### ■障害福祉サービスの分類

		居宅介護		
		重度訪問介護		
	訪問系サービス	同行援護		
介鑵		行動援護		
介護給付費		重度障害者等包括支援		
費		(1)生活介護		
	日中活動系サービス	(2)療養介護		
		(3)短期入所(ショートステイ)		
	施設系サービス	(1)施設入所支援		
	居住支援系サービス	(1)共同生活援助(グループホーム)		
	店住又版ポリーレス	(2)自立生活援助		
訓		(1)自立訓練(機能訓練)		
訓練等給付費		(2)自立訓練(生活訓練)		
給付	=III/+ オートング ブュュー 1.8 ラ	(3)就労移行支援		
費	訓練系・就労系サービス 	(4)就労継続支援(A型)		
		(5)就労継続支援(B型)		
		(6)就労定着支援		
		(1)計画相談支援		
	相談支援	(2)地域移行支援		
		(3)地域定着支援		
	スの出	補装具費の給付・貸与		
	その他	自立支援医療費の給付		
	·			

## 2 障害福祉サービスの見込量と確保の方策

### (1) 訪問系サービス

#### ① 居宅介護(ホームヘルプ)

身体、知的、精神の障害のある人や障害のある児童のうち、日常生活に支障のある方の居宅にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 (介護給付費)

#### ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由のある人や重度の知的、精神障害のために行動上著しい困難 を有する人で常に介護を必要とする人に、居宅での入浴、排せつ、食事の介護、 外出のときの移動中の介護などを総合的に行います。(介護給付費)

#### ③ 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害のある人や障害のある児童に対し、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の提供や移動の 援護を行います。(介護給付費)

#### ④ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動中の介護を行います。(介護給付費)

#### ⑤ 重度障害者等包括支援

常に介護が必要で、介護の必要の程度が著しく高い方に対する居宅介護や、その他のサービスを包括的に行います。(介護給付費)

#### 《訪問系サービスの利用見込みと確保策》

- ○第7期より、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害 者等包括支援のサービスごとに見込み量を設定します。
- ○これまで居宅介護を中心に利用されています。今後も居宅介護の利用を 中心とした利用を見込みます。
- ○利用者の加齢とともに家族も高齢化し、利用ニーズがさらに増えること も想定されることから、引き続き既存事業所でのサービス提供状況を確 認し、見込量を確保します。
- ○サービス提供事業者に対して、専門的人材の確保やサービスの質的向上 を図るため、各種研修会の情報提供や参加の促進などを働きかけます。

		34 /T	第6期					
		単位	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度			
訪問系 サービス	実 績	実人/月	20	18	20			
居宅介護重度訪問介護	計画値	<del>文</del> 八/ 万	26	31	36			
同行援護	実 績	時間/月	1,070	1,037	1, 114			
重度障害者等包括支援	度障害者等		880	912	942			

※各年度月平均、令和5年度は見込み

		<b>224</b> / L		第7期	
		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	計画値	実人/月	16	17	17
/ ロゼガ酸	計画値	時間/月	363	400	416
重度訪問介護	計画値	実人/月	1	1	1
里反初问기碳	計画値	時間/月	700	700	700
同行援護	計画値	実人/月	3	4	4
凹刀刀反砭	計画値	時間/月	40	47	42
行動援護	計画値	実人/月	0	0	0
1」到1友设	計画値	時間/月	0	0	0
重度障害者等 包括支援	計画値	実人/月	0	0	0
包括支援	計画値	時間/月	0	0	0

### (2)日中活動系サービス

#### ① 生活介護

常に介護を必要とする人に、主に昼間、障害者支援施設などの施設で、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供等を行います。 (介護給付費)

#### 《生活介護の利用見込みと確保策》

- ○令和 4 年度までの利用者は 23 人です。今後は高齢化や家庭環境が変化することなどを踏まえ、利用者、利用日数を増加傾向で見込みます。
- ○また、強度行動障害を有する方の利用については、これまでの利用状況 を勘案し8人で見込みます。
- ○今後、地域生活移行の推進が進むことで、日中の活動の場としての役割が大きいため、引き続き、圏域内の事業所や市町と連携し、ニーズに応じた適切なサービスの提供に努めます。

						第6期			第7期	
			単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
			実 績	実人/月	23	23	24			
	Н	上活介護	計画値	大八/月	24	25	25	24	25	25
		上泊月砖	実 績	人日分/月	474	481	512			
			計画値	<u>Д</u> ПЛ/ В	467	484	482	522	553	564
	生活介護のう ち重度障害者 の人数		実 績	実人/月	2	5	8			
			計画値					8	8	8
		うち 強度行動障	実 績	実人/月	2	5	8			
		害を有する 者の人数	計画値					8	8	8
		うち 高次脳機能障	実 績	実人/月	0	0	0			
	害を有する者 の人数 うち 医療的ケア	計画値	<del>X</del> /\/ /1				0	0	0	
		実 績	実人/月	0	0	0				
		を必要とす る者の人数	計画値	大八/ 万				0	0	0

※各年度月平均、令和5年度は見込み

### ② 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。(介護給付費)

### 《療養介護の利用見込みと確保策》

- ○これまでの利用者は I 人で推移しており、今後も同程度の利用を見込んでいます。
- ○障害のある人の高齢化に伴い、今後常時介護を必要とする方が増えることも考えられます。引き続き、圏域内の事業所や市町と連携し、ニーズの把握に努めるとともに、適切なサービス提供を図ります。

				第6期			第7期		
		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
療養介護	実 績	実人/月	1	1	1				
(京食/J 茂 	計画値	<del>大</del> 八/ 月	1	1	1	1	1	1	

<sup>※</sup>各年度月平均、令和5年度は見込み

#### ③ 短期入所(ショートステイ)

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、 排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。(介護給付費)

### 《短期入所(ショートステイ)の利用見込みと確保策》

- ○福祉型の I 人あたりの利用日数は I6~I7 日で、医療型の利用はありませんでした。
- ○短期入所(ショートステイ)は、介助者の健康状態などによる緊急時の サービスや、介助者自身の高齢化に伴うレスパイト機能(介助者の負担 軽減)となるサービスとして、また、施設から地域生活への移行を進め る国の方針も勘案して利用者、利用日数を見込みます。
- ○引き続き、圏域内の事業所や市町と連携し、計画的なサービスの提供と ともに、サービスの質の維持・向上などに一層努めます。また、利用者 への情報提供や移動手段の確保に努めます。

					第6期			第7期	
			単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実 績	実人/月	4	5	6			
短期入所	fг	計画値	<del>大</del> 八/	10	14	18	6	6	6
(福祉型)	)	実 績	人日分/月	65	87	112			
		計画値	<u>Д</u>	35	63	104	120	129	138
短期入所 祉型)の	うち	実 績	実人/月	0	0	0			
重度障害 人数	重度障害者の 人数	計画値	夫人/ 月				1	1	1
うち 強度行	動障	実 績	実人/月	0	0	0			
害を有者の人		計画値	<del>2</del> /√ /1				1	1	1
うち 高次脳	幾能障	実 績	実人/月	0	0	0			
害を有るの人数	する者	計画値	<del>×</del> /// / )				0	0	0
うち 医療的	ケア	実 績	実人/月	0	0	0			
を必要 る者の <i>.</i>		計画値	<del>×</del> /// / )				0	0	0
		実 績	実人/月	0	0	0			
短期入所	f	計画値	大八/ 乃	0	0	0	0	0	0
(医療型	)	実 績	人日分/月	0	0	0			
		計画値	ハロル/ ロ	0	0	0	0	0	0

※各年度月平均、令和5年度は見込み

### (3)施設系サービス

#### ① 施設入所支援

夜間に介護を必要とする身体、知的、精神障害のある人を対象に、入所施設に おいて夜間における入浴、排せつ、食事の介護等を行います。平日の日中は、日 中活動の事業を利用します。(介護給付費)

### 《施設入所支援の利用見込みと確保策》

- ○利用者は 9~10 人で推移しています。今後は施設から地域生活への移 行を進める国の方針も勘案して利用者を見込みます。
- ○施設を必要とする方に対し適切なサービスが提供されるよう、引き続き、 夷隅地区 2 市 2 町と連携して事業所の確保に努めます。
- ○入所者の高齢化や意向に配慮しつつ、計画期間の目標を視野に入れなが ら、地域への移行を支援します。

				第6期			第7期		
		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
##=10.3 =C++₩	実 績	実人/月	10	9	9				
施設入所支援	計画値	<del>大</del> 八/ 月	11	11	10	9	9	9	

<sup>※</sup>各年度月平均、令和5年度は見込み

### (4)居住支援系サービス

### ① 共同生活援助 (グループホーム)

共同生活を営む住居において、主に夜間や休日に相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。(訓練等給付費)

### 《共同生活援助(グループホーム)の利用見込みと確保策》

- ○令和 4 年度の利用者は 18 人となっており、障害者支援施設入所者の地域生活への移行も踏まえ、利用者の増加を見込んでいます。
- ○地域移行後の生活の場であると同時に、親亡き後の生活の場として、必要性が高まることも考えられるため、計画的な整備に努めます。

					第6期			第7期	
			単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共	 司生活援助	実 績	実人/月	17	18	20			
(グ)	レープホーム)	計画値	天八/ 月	20	20	20	21	22	24
	共同生活援助 8.2.4.15.15.15.15	実 績	中1 /日	5	6	4			
	Dうち精神障 B者の人数	計画値	実人/月				6	6	6
	共同生活援助	実 績	中1 /日	0	0	1			
	Dうち重度障 B者の人数	計画値	実人/月				3	3	3
	うち 強度行動障	実 績	実人/月	0	0	1			
	害を有する 者の人数	計画値	<del>文</del> 八/ 万				2	2	2
	うち 高次脳機能障	実 績	実人/月	0	0	0			
	害を有する者 の人数	計画値	X/\/ /3				0	0	0
	うち 医療的ケア	実 績	実人/月	0	0	0			
	を必要とす る者の人数	計画値	天八/ /1				0	0	0

※各年度月平均、令和5年度は見込み

### ② 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしを希望する方に対して、 定期的な訪問等を行い、助言や生活状況の確認をし、必要に応じて医療機関等と の連絡調整を行います。(訓練等給付費)

### 《自立生活援助の利用見込みと確保策》

○これまでの利用実績から利用者は見込みませんが、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、円滑なサービス利用につながるよう、サービス提供事業所とも連携を図りながら、提供基盤の確保に努めます。

			第6期			第7期		
		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実 績	実人/月	1	0	0			
自立生活援助	計画値		0	0	0	0	0	0
自立生活援助 のうち精神障 害者の人数	実 績計画値	実人/月	1	0	0	0	0	0

<sup>※</sup>各年度月平均、令和5年度は見込み

### (5)訓練系・就労系サービス

#### ① 自立訓練(機能訓練)

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。(訓練等給付費)

機能訓練では、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

### 《自立訓練(機能訓練)の利用見込みと確保策》

○これまでの利用実績から利用者は見込みませんが、利用の希望があった場合にサービス提供ができるよう、圏域内の事業所や市町と連携して事業所の確保とともに、情報提供に努めます。

				第6期			第7期	
		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実 績	実人/月	0	0	0			
₩45≡Ⅲ6市	計画値	大八/月	0	0	0	0	0	0
機能訓練	人日分/月	0	0	0				
計画値		<b>人口刀/ 月</b>	0	0	0	0	0	0

<sup>※</sup>各年度月平均、令和5年度は見込み

### ② 自立訓練(生活訓練)

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。(訓練等給付費)

生活訓練では、自立生活が困難な人を対象に、地域生活を営むうえでの必要な 訓練を行います。

#### 《自立訓練(生活訓練)の利用見込みと確保策》

○これまでの利用者は I 人です。今後も、これまでと同程度を見込んでおり、引き続き、圏域内の事業所や市町と連携してサービスの提供に努めます。

				第6期			第7期	
		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実 績	実人/月	1	1	1			
<del>上江</del> 訓婦	計画値	天八/ 巾	3	3	3	1	1	1
生活訓練	実 績	人日分/月	10	1	1			
	計画値	<b>ハロル/ ロ</b>	27	27	27	1	1	1
生活訓練のう	実 績	実人/月	1	1	1			
ち精神障害者 の人数	計画値	<del>大</del> 八/ 月				1	1	1

<sup>※</sup>各年度月平均、令和5年度は見込み

### ③ 就労選択支援

就労を希望する障害者本人が、就労系障害福祉サービスの利用や一般就労を目指す際に、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するものです。令和7年10月から開始されます。(訓練等給付費)

#### 《就労選択支援の利用見込みと確保策》

○本計画期間においての利用は見込みませんが、就労を希望する方が、本人の希望に添った選択ができるよう、関係機関やサービス提供事業所と 連携を図り、適切なサービス提供基盤の確保に努めます。

				第7期		
		単位	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度	
就労選択支援	計画値	実人/月		0	(	0

※各年度月平均

#### ④ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、生産活動やその他の活動を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。 (訓練等給付費)

#### 《就労移行支援の利用見込みと確保策》

○これまでの利用者は I 人です。今後も支援を必要とする方の把握に努め、圏域内の事業所や市町と連携して適切なサービス提供基盤を確保します。また、新たに創設される就労選択支援との連携を図り、利用者の希望に沿った就労機会の確保に努めます。

				第6期			第7期	
		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実 績	実人/月	1	1	1			
<u> </u>	計画値	<del>大</del> 八/ 月	1	1	2	1	1	1
就労移行支援	<b>机分移行交接</b>	人日分/月	16	3	1			
計画値		ハロル/ カ	2	2	4	3	3	3

※各年度月平均、令和5年度は見込み

### ⑤ 就労継続支援(A型)

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を確保するとともに、就労に必要な 知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 (訓練等給付費)

A型では、利用者と事業者が雇用契約を結び、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

### 《就労継続支援(A型)の利用見込みと確保策》

- ○これまでの利用意向を踏まえつつ国の方針も勘案して見込んでおり、 サービスの円滑な提供ができるよう、圏域内の事業所や市町と連携し て事業所の確保に努めます。
- ○新たに創設される就労選択支援との連携を図り、利用者の希望に沿った 就労機会の確保に努めます。

				第6期			第7期	
		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実 績	実人/月	0	1	0			
就労継続支援	計画値	天八/月	0	0	1	1	1	1
<a型> 実績計画値</a型>	人日分/月	0	10	0				
	計画値	ハロル/ ロ	0	0	20	10	10	10

<sup>※</sup>各年度月平均、令和5年度は見込み

#### ⑥ 就労継続支援(B型)

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を確保するとともに、就労に必要な 知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 (訓練等給付費)

B型では、一定の賃金水準のもとでの継続した就労の機会を確保し、雇用への 移行に向けた支援を行います。

#### 《就労継続支援(B型)の利用見込みと確保策》

- ○これまでの利用者は 15~17 人です。これまでの利用状況や国の方針等 を踏まえ利用者、利用日数を見込みます。
- ○今後も圏域内の事業所や市町と連携し、計画的なサービスの提供ととも に、サービスの質の維持・向上などに一層努めます。また、利用者への 情報提供や移動手段の確保に努めます。
- ○新たに創設される就労選択支援との連携を図り、利用者の希望に沿った 就労機会の確保に努めます。

				第6期			第7期		
		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	実 績	実人/月	15	17	17				
就労継続支援	計画値	大八/ 月	23	25	28	17	17	17	
	実 績	人日分/月	214	223	222				
	計画値	ハロル/ カ	239	243	255	220	218	216	

<sup>※</sup>各年度月平均、令和5年度は見込み

### ⑦ 就労定着支援

就労移行支援等を利用し一般就労された方の就労に関する問題を解決するため、必要に応じ企業や関係機関と連絡調整を行います。(訓練等給付費)

### 《就労定着支援の利用見込みと確保策》

- ○これまでの利用傾向を踏まえつつ国の方針も勘案して見込みます。
- ○引き続き、サービス対象となる一般就労に移行する障害のある人の早期 実現に努め、利用希望に沿ったサービス提供ができるよう、就労移行支 援、就労継続支援(A・B型)のサービス提供事業所や夷隅地区 2 市 2 町と連携して提供基盤の確保に努めます。

				第6期			第7期	
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
<b>小兴中关于</b> 地	実 績	宝人/日	0	1	0			
就労定着支援	計画値 実人/月		0	0	2	1	1	1

<sup>※</sup>各年度月平均、令和5年度は見込み

### (6)相談支援

障害のある人などの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供者との連絡調整等を行い、障害のある人の自立した生活を支え、抱えている問題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援をするためのサービス利用計画作成を行います。

また、入所施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人に対し、居宅の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行う地域移行支援と地域移行された方が地域に定着するための相談、緊急時の対応などを行う地域定着支援を実施します。

#### 《相談支援サービスの利用見込みと確保策》

- ○利用者は計画相談支援が月平均 |3~|6 人、地域移行支援が令和 3 年度のみ | 人です。
- ○今後は障害福祉サービスの利用希望の増加に伴い、計画相談支援(サービス利用計画作成)の増加を見込みます。
- ○今後もサービスを必要とする方のニーズに対応するため、夷隅地区 2 市 2 町と連携し、計画的なサービスの提供に努めます。
- 〇また、適切な障害福祉サービスの利用や円滑な地域生活移行を支援する ため、相談支援専門員の確保や地域生活支援者の把握に努めます。

				第6期			第7期	
		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⇒ → → → → → → → → → → → → → → → → → → →	実 績	実人/月	13	16	18			
計画相談支援	計画値	大八/ 万	15	17	21	19	21	22
地世珍仁士坪	実 績	実人/月	1	0	0			
地域移行支援	計画値	<del>大</del> 八/ 月	1	1	3	0	0	0
地域移行支援	実 績	中 1 /日	0	0	0			
のうち精神障 害者の人数	計画値	実人/月				0	0	0
地域定着支援	実 績	実人/月	0	0	0			
<b>地域是有又版</b>	計画値	大八/ 几	0	0	0	0	0	0
地域定着支援のうち精神障	実 績	実人/月	0	0	0			
害者の人数	計画値	大八/ 口				0	0	0

※各年度月平均、令和5年度は見込み

### (7) その他サービス

その他サービスには補装具費の支給と自立支援医療費の支給、療養介護医療費の支給の3つのサービスがあります。

補装具費の支給は、補装具身体機能を補完・代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものの購入・修理時にかかる費用の支給を行います。自立支援医療費の支給は、育成医療(障害のある児童が生活する能力を得るために必要な医療)、更生医療(身体に障害のある人が更生するために必要な医療)、精神障害者通院医療費(精神障害のある人が受ける医療)といった公費負担医療を統合し、制度間の格差をなくし一元化したもので、障害のある人の心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な医療であり、引き続き制度の周知、利用促進に努めます。療養介護医療費の支給は、医療が必要で、なおかつ常時介護を必要とする身体障害のある人が医療施設からサービス療養介護を受けた際に、それに要した医療費の支給を行います。

#### 《その他サービスの利用見込みと確保策》

- ○それぞれの支給については、利用者からの申請を受けて給付・助成を 行ってきました。
- ○今後もサービスの周知を図りながら、適切な給付・助成を実施します。 (自立支援医療費のうち、精神通院医療の給付は県が実施)

# 第4章 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

# 1 地域生活支援事業の種類

障害者総合支援法では、障害福祉サービスのほかに、地域生活支援事業を定めています。この事業は、必須事業(全国の市町村で実施する事業)と任意事業(市町村が地域の実情に応じて実施する事業)に分類されます。

なお、各事業の利用見込み及び確保の方策については、「第3章 障害福祉 サービスの見込量と確保の方策 | サービス提供体制整備の基本的な考え方」 と同様です。

#### ■地域生活支援事業の種類

	( 1 )理解促進研修・啓発事業
	( 2 )自発的活動支援事業
	( 3 )相談支援事業
	( 4 )成年後見制度利用支援事業
必須事業	( 5 )成年後見制度法人後見支援事業
<b>必</b> 次争未	( 6 )意思疎通支援事業
	( 7 )日常生活用具給付等事業
	( 8 )手話奉仕員養成研修事業
	( 9 )移動支援事業
	(10)地域活動支援センター事業
	( 1 )訪問入浴サービス事業
任意事業	( 2 )日中一時支援事業
	(3) 自動車運転免許取得・改造助成事業

# 2 必須事業

### (1)理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障害のある人への理解を深めるための研修や啓発 (イベントや教室の開催、パンフレットの配布等)を行います。

#### 《本町の取組》

共生社会の実現のため、障害のある人への理解の普及啓発につながる施 策の検討と支援の充実を図ります。

		単位		第6期			第7期	
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発	実 績	設置の	有	有	有			
事業	計画値	有無	有	有	有	有	有	有

<sup>※</sup>令和5年度は見込み

### (2) 自発的活動支援事業

障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動 (ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援 する事業です。

#### 《本町の取組》

地域で生活する障害のある人とその家族が抱える課題への対応を念頭 におき、支援に努めます。

				第6期			第7期	
		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
白祭的活動士採恵業	実 績	設置の	有	有	有			
自発的活動支援事業	計画値	有無	有	有	有	有	有	有

※令和5年度は見込み

### (3)相談支援事業

相談支援事業については、直営 | か所、委託 | か所の計 2 か所において 事業を実施しています。

障害のある人やその家族の相談に応じながら、福祉サービスにかかる情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

また、住宅入居等支援事業は、賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由で入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整などへの支援と家主への相談・助言を行う事業です。

#### 《本町の取組》

- ○様々な相談に応じて必要な情報の提供や助言が行えるよう相談支援体 制の整備を図ります。
- ○基幹相談支援センターの設置については、圏域内で協議を重ね、令和6年 度中の設置を予定しています。

				第6期			第7期	
		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	実 績	か所	2	2	2			
障害者相談支援事業	計画値	וטיט	1	1	1	3	3	3
(基幹相談支援セン	実 績	設置の 有無	無	無	無			
ター設置)	計画値	有無	無	無	無	有	有	有
基幹相談支援センター	実 績	実施の	無	無	無			
等機能強化事業	計画値	有無	無	無	無	無	無	無
<b>(</b> )	実 績	実施の	有	有	有			
住宅入居等支援事業	計画値	有無	有	有	有	有	有	有

※令和5年度は見込み

### (4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的または精神に障害のある人に対して、成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を図ります。

#### 《本町の取組》

成年後見制度の利用が有効と認められる障害のある人の把握に努めます。

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用 支援事業	実 績	実利用 人数	0	0	0			
	計画値		1	1	1	1	1	1

<sup>※</sup>令和5年度は見込み

### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行う事業です。法人後見活動を実施する法人がなかったため、実績はありませんでした。

#### 《本町の取組》

引き続き、法人後見活動を実施する法人に対して支援を行います。

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後 見支援事業	実 績	実施の	無	無	無			
	計画値	有無	有	有	有	有	有	有

<sup>※</sup>令和5年度は見込み

### (6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支 障がある人に、必要に応じて手話通訳者の派遣等を行います。

#### 《本町の取組》

福祉サービスだけでなく、あらゆる行政サービスの場で支援を提供していく必要があるため、サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、事業を実施し、サービスの内容等について広く周知していきます。

				第6期			第7期	
		単位	令和3年度					
	実 績	実利用	0	0	1			
手話通訳者派遣事業	計画値	人数	1	1	1	1	1	1
	実 績	年間延 ベ件数	0	0	2			
	計画値		5	5	5	5	5	5
	実 績	実利用	1	0	0			
要約筆記者派遣事業	計画値	人数	0	0	0	0	0	1
	実 績	年間延	1	0	0			
	計画値	ベ件数	0	0	0	0	0	1

<sup>※</sup>令和5年度は見込み

## (7) 日常生活用具給付等事業

重度の障害のある人を対象に、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与します。

#### 《本町の取組》

日常生活用具給付等事業の周知を図り、障害のある方一人ひとりの状況に応じた適切な用具の給付を行います。

				第6期			第7期	57期	
		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
人 <b>菲</b> 訓徳士授田 D	実 績	年間延	2	0	0				
介護訓練支援用品 	計画値	ベ件数	1	1	1	1	0	1	
白六件迁士採田目	実 績	年間延	0	0	0				
自立生活支援用具	計画値	ベ件数	4	4	4	0	2	0	
<b>大</b> 点, 走 美	実 績	年間延	0	2	2				
在宅療養等支援用具	計画値	ベ件数	1	1	1	2	2	2	
情報・意思疎通支援	実 績	年間延	1	0	0				
用具	計画値	ベ件数	13	13	13	1	0	1	
批准签四十级口目	実 績	実利用	23	22	24				
排泄管理支援用具	計画値	人数	25	26	27	24	25	25	
<b>冷</b> 克 14 / 2	実 績	年間延	0	0	0				
住宅改修費	計画値	ベ件数	0	0	0	0	0	0	

<sup>※</sup>令和5年度は見込み

#### (8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人などとの交流活動の促進等の支援者として期待される 日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。

#### 《本町の取組》

奉仕員養成研修事業を実施し、手話通訳者や要約筆記者の人材の育成に 努めます。

			第6期			第7期		
		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修	実 績	実人数	2	1	5			
事業	計画値	大八奴	2	2	2	2	2	2

(養成講習受講生の実人数) ※令和5年度は見込み

## (9)移動支援事業

屋外での移動に困難がある身体障害、知的障害、精神障害のある人や障害のある児童を対象に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

#### 《本町の取組》

障害の特性やニーズの拡大、地域移行に対応していくうえで、障害のある人の社会参加や自己実現を支える重要なサービスとして、供給体制が不安定にならないよう、実施するサービス提供事業所の確保に努めるとともに、事業の周知と利用促進を図ります。

		第			期		第7期	
		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実 績	か所	5	4	4			
	計画値	ואינו	5	5	5	4	4	4
<b>投料士运市</b> 豐	実 績	年間延	77	67	90			
移動支援事業	計画値	べ時間	200	200	200	90	90	90
	実 績	実利用	7	8	7			
計画		人数	7	7	7	7	7	7

※令和5年度は見込み

#### (10) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、障害のある人に対して創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを行います。

[基礎的事業] 創作的活動、生産活動、社会との交流の促進などの事業を行う。

[ I 型 ] 相談事業や専門職員 (精神保健福祉士等) の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及活動等の事業を実施。

[ Ⅱ 型 ] 機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を実施。

[ Ⅲ 型 ] 運営年数及び実利用人員が一定数以上の小規模作業所の支援を実施。 (このほか、Ⅲ型には個別給付事業所に併設するタイプの施設を想定)

#### 《本町の取組》

引き続き実施事業所との協力、連携に努めるとともに、事業の周知と利用促進を図ります。

					第6期			第7期		
			単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
		実 績	か所	1	1	1				
	基礎的事業     計画値       実績       計画値	計画値	73 7 71	1	1	1	1	1	1	
		実 績	実利用	34	31	32				
		計画値	人数	27	28	29	32	33	33	
	I 型	実 績	か所	1	1	1				
		計画値	ואינו	1	1	1	1	1	1	
		実 績	実利用 人数	10	9	10				
		計画値		11	11	11	10	11	12	
		実 績	か所	0	0	0				
	π #0	計画値	ואינו	0	0	0	0	0	0	
	Ⅱ型	実 績	実利用	0	0	0				
		計画値	人数	0	0	0	0	0	0	
	m.#ll	実 績	か所	0	0	0				
		計画値	ולזינו	0	0	0	0	0	0	
	Ⅲ型	実 績	実利用	0	0	0				
		計画値	人数	0	0	0	0	0	0	

※令和5年度は見込み

## 3 任意事業

#### (1)訪問入浴サービス事業

地域における身体障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

## (2)日中一時支援事業

在宅で介護している家族の就労及び一時的な休息のため、見守り等の支援 が必要な方に対し、日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援を 行います。

## (3) 自動車運転免許取得・改造助成事業

障害のある人が自動車運転免許の取得または自動車の改造をする際に要する費用の一部を助成します。

#### 《本町の取組》

引き続き、サービスを提供するとともに制度の周知に努めます。

					第6期			第7期		
			単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	実	績	か所	0	0	0				
訪問入浴サービス事業	計画	値	ורזינו	0	0	0	0	0	0	
	実	績	実利用	0	0	0				
	計画	値	人数	0	0	0	0	0	0	
	実	績	۲. ا	11	11	11				
	計画	値	か所	11	11	11	11	11	11	
日中一時支援事業	実	績	実利用	18	16	16				
	計画	値	人数	19	20	21	15	15	14	
自動車免許取得・	実	績	実利用	1	1	1				
改造助成事業	計画	値	人数	1	1	1	1	1	1	

※令和5年度は見込み

第3部

# 第3期障害児福祉計画

第1章 第2期計画の振り返り

第2章 第3期計画の基本方針と成果指標

第3章 障害児福祉サービス等の見込量と確保の方策

## 第3部 第3期障害児福祉計画

## 第1章 第2期計画の振り返り

## 1 第2期障害児福祉計画の成果指標の進捗状況

国の指針に基づき設定した第 2 期障害児福祉計画の成果指標に対する進捗状況は以下のとおりです。

#### 成果指標 障害児支援の提供体制の充実

児童発達支援センター、医療的ケア児\*<sup>14</sup>が適切な支援を受けられるための協議の場について、現在、本町には設置ができておらず、夷隅地区 2 市 2 町において協議を続けているところです。

また、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置については、重症心身障害児を一律に除外するものではありませんが、障害の状況や人員の関係で受け入れができない場合もある状況です。

なお、保育所等訪問支援については、圏域内に利用できる事業所を確保し、 支援を実施しています。

#### ① 児童発達支援センターの設置

地域の中核的な療育支援施設として、令和 3 年度に圏域内で I か所設置 されました。

項目	指標	実績(見込)
【指標】 児童発達支援センターの設置	1か所	1か所

単位: (か所)

				<u> </u>
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援センターの数	0	1	1	1

<sup>※</sup>令和5年度の数値は見込み

資料:「御宿町 保健福祉課」

<sup>※14</sup> 病院以外の場所で「たんの吸引」や「経管栄養」等、生きていく上で必要な医療的援助を必要とする児童

### ② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

本町では、以前より圏域において保育所等訪問支援を利用できる体制を整 備しており、現在も継続しています。

項目	指 標	実績(見込)
【指標】 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1 か所	1 か所

単位: (か所)

資料:「御宿町 保健福祉課」

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援の利用体制	1	1	1	1

※令和5年度の数値は見込み

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイ サービス事業所の確保

本町では令和 2 年度より受け入れが可能となった事業所があり、現在も 継続しています。

項目	指 標	実績(見込)
【指標】 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス の確保	2 か所	2 か所

単位: (か所)

				— (:- · · · · · · · · · ·
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重症心身障害児を支援する児童発達支援事 業所及び放課後等デイサービス事業所数	2	2	2	2
※令和5年度の数値は見込み			資料:「御宿町	保健福祉課」

④ 医療的ケア児に対する協議の場の設置及びコーディネーターの配置 本町では具体的な協議を進めるため、令和 5 年度に夷隅地区自立支援協 議会に医療的ケア児等支援部会を設置しています。

また、医療的ケア児を支援する地域づくりを推進する役割を担うコーディ ネーターを令和5年度末までに、I 名配置することとしていましたが、現時 点では配置に至っておらず、令和6年度の配置に向け、調整を重ねていると ころです。

項目	指標	実績(見込)
【指標】 医療的ケア児に対する協議の場の設置	設置	設置
【指標】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	0人

単位:(か所)

				<u> </u>
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児支援に対する協議の場の設置 の有無(有・無)	無	無	無	有
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの人数(人)	0	0	0	0
※令和 5 年度の数値は見込み			資料:「御宿町	保健福祉課」

## 2 障害児福祉サービスの利用状況

第 | 期計画期間における各サービスの利用状況は以下のとおりです。

### (1)障害児通所支援

放課後等デイサービスについて、利用者数は減少したものの I 人当たりの利用日数は増加しており、利用日数が計画値を上回っています。

また、児童発達支援については、これまでの実績から I 人の利用を見込んでいましたが、令和3年度、令和4年度ともに2人の利用があり、計画値を上回っています。

一方、保育所等訪問支援については、これまでの実績から 2 人の利用を 見込んでいましたが、利用実績がなく計画値を下回りました。

今後も、障害のある児童の自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを推進し、必要な利用者に提供できるよう、サービス基盤を整備、確保する必要があります。

図表 障害児通所支援等

				第1期			第2期		
			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	1	実 績	3	1	1	2	2	2	
	実人 /月	計画値	5	5	5	1	1	1	
児童発達支援	/ / / .	計画対比	60.0%	20.0%	20.0%	200.0%	200.0%	200.0%	
,		実 績	11	3	6	9	7	7	
	人日分 /月	計画値				10	10	10	
	, ,,	計画対比				90.0%	70.0%	70.0%	
	1	実 績	0	0	0	0	0	0	
	実人 /月	計画値	0	1	1	0	0	0	
居宅訪問型	/ / / .	計画対比		0.0%	0.0%			<del></del>	
児童発達支援	1.00	実 績	0	0	0	0	0	0	
	人日分 /日	人日分 /月	計画値			—	0	0	0
	/ / / .	計画対比						<del></del>	
		実 績	0	0	0	0	0	0	
	実人   /月	実人 /日	計画値	0	0	0	0	0	0
医療型 児童発達支援	計画対比						<del></del>		
	実 績	0	0	0	0	0	0		
	人日分	計画値	_	_	—	0	0	0	
	, , ,	計画対比			—			<del></del>	

※令和5年度は見込み

資料:「御宿町 保健福祉課」各年度の月平均値

			第1期			第2期				
			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
		実 績	11	9	9	9	7	7		
	実人 /月	計画値	9	10	10	10	10	10		
放課後等	/ / ]	計画対比	122. 2%	90.0%	90.0%	90.0%	70.0%	70.0%		
デイサービス		実 績	80	67	60	73	71	75		
	人日分 /月			計画値		—		60	60	60
		計画対比		—		121. 7%	118.3%	125.0%		
		実 績	0	1	0	0	0	0		
	実人 /月	計画値	5	6	6	2	2	2		
保育所等	/ / ]	計画対比	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
訪問支援	実 績	0	1	0	0	0	0			
	人日分   /月	計画値	—	—	—	3	3	3		
		計画対比				0.0%	0.0%	0.0%		

※令和5年度は見込み

資料:「御宿町 保健福祉課」各年度の月平均値

## (2)障害児相談支援

本町での障害児相談支援の利用は、各年月平均 2 人の利用があり、計画 値を下回りました。

図表 障害児相談支援

四次 作品和用欧久族									
				第1期			第2期		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
P+ 10 10 -44	1	実	績	2	2	2	2	2	2
	障害児相談 実人 計画 計画対	計画	値	4	5	5	3	3	3
~1/2		比	50.0%	40.0%	40.0%	66. 7%	66. 7%	66.7%	

※令和5年度は見込み

資料:「御宿町 保健福祉課」各年度の月平均値

## 第2章 第3期計画の基本方針と成果指標

## 1 障害児支援の提供体制確保の基本方針

本町における、障害児支援の提供体制確保の基本方針は次のとおりです。

- ① 障害児支援を行うにあたり、障害のある児童本人の最善の利益\*\*5を考慮し、健 やかな育ちを支援します。
- ② 障害の可能性を把握した段階から、障害のある児童本人及びその家族に対し、 専門機関、関係機関、身近な地域団体などが連携して支援します。 また、医療的ケアが必要な障害のある児童に対しても円滑な支援を行う体制を 構築します。
- ③ 障害のある児童のライフステージ\*16に沿って、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、あらゆる活動や交流を通じて、障害のある子、ない子がともに成長する地域の包容力(インクルージョン)を高め、障害児支援を通して共生社会を形成します。
- ④ 医療的ケアを必要とする子どもが保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けることができるよう、専門的な支援を必要とする児童に対し、各関連分野が共通の理解に基づき連携した包括的な支援体制を構築します。



<sup>※15 「</sup>児童の権利に関する条約」の基本原則であり、子どもに関わりのあることを行うとき、子どもにとって何が最も良いことかを考え、子どもの利益が最優先されなければならないという考え方

<sup>※16</sup> 人間の人生を段階区分したもの(幼少年期、青年期、壮年期、老年期など)

## 2 令和8年度の成果指標

国の指針に準じて設定した成果指標は以下のとおりです。

### 成果指標 障害児支援の提供体制の充実

#### ① 児童発達支援センターの設置

令和8年度末までに、児童発達支援センターを | か所以上設置することとなっており、本町においては、令和3年度より圏域内で | か所設置されています。

項目	数値	国の指針による考え方
【指 標】 児童発達支援センターの 設置	1 か所	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない

#### ② 障害児インクルージョン推進体制

夷隅地区 2 市 2 町において協議を重ね、令和 8 年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築に努めます。

項目	構築時期	国の指針による考え方
【指 標】 障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制 の構築	令和8年度	令和 8 年度末までに全市町村または圏域において、保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する

# ③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の方針は、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童 発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を I か所以上確保する こととなっている中、本町では圏域において、2か所確保しています。

項目	数値	国の指針による考え方
【指 標】 重症心身障害児を支援する 児童発達支援及び放課後等 デイサービスの確保	2 か所	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援 する児童発達支援事業所及び放課後等デイサー ビス提供事業所を各市町村に少なくとも1か所 以上確保。市町村単独での設置が困難な場合に は、圏域での設置であっても差し支えない

④ 医療的ケア児に対する協議の場の設置及びコーディネーターの配置 令和8年度末までに、協議の場を設置することとなっており、本町では、 令和5年度から夷隅地区自立支援協議会に医療的ケア児等支援部会を設 置しています。

また、医療的ケア児を支援する地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを令和6年度から | 人配置します。

項目	数値	国の指針による考え方
【指 標】 医療的ケア児に対する 協議の場の設置	設置済	令和8年度末までに、各市町村または圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとと
【指 標】 医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	1人	もに、医療的ケアの必要な子ども等に関するコーディネーターを配置すること

#### ⑤ 発達障害者等に対する支援

発達障害者等に対する支援として、ペアレントトレーニング\*\*<sup>17</sup>やペアレントプログラム\*\*<sup>18</sup>の受講促進、ペアレントメンター\*<sup>19</sup>の養成、ピアサポート\*\*<sup>20</sup>活動への参加促進に努めます。発達障害等の早期発見・早期支援には保護者や家族を含めた支援が重要であることから、県と協力し取り組みを進めていきます。

項目	数	 値	町の考え方
【指 標】 ペアレントトレーニングや	受講者数 (保護者)	1人	国の基本指針では、発達障害者等の支援
ペアレントプログラム等の 受講者数	実施者数 (支援者)	1人	について成果目標は示されていません が、各都道府県や各市町村において、ペ
【指 標】 ペアレントメンターの人数	1./		アレントトレーニングやペアレントプロ
【指 標】 ピアサポートの活動への 参加人数	1 /		取り組むことが適当であると示されており、本町においても、活動指標として設 定する

<sup>※17</sup> 保護者の方々が子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムのこと

<sup>※18</sup> 育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者(保育士、保健師、福祉事業所の職員等)が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムのこと

<sup>※19</sup> 自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。メンターは、同じような発達障害のある子どもをもつ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができる

<sup>※20</sup> 障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動のことを「ピアサポート」、ピアサポートを行う人たちのことを「ピアサポーター」という

# 第3章 障害児福祉サービス等の見込量と確保 の方策

## 1 障害児福祉サービスの事業分類

児童福祉法に基づき、市町村で実施する障害児福祉サービスは下表のとおりです。

なお、各事業の利用見込み及び確保の方策については、「第3部第6期障害福祉計画 第3章障害福祉サービスの見込量と確保の方策 I サービス提供体制整備の基本的な考え方」と同様です。

#### ■障害児福祉サービスの事業分類

	児童発達支援
	居宅訪問型児童発達支援
障害児通所支援等	放課後等デイサービス
	保育所等訪問支援
障害児相談支援	障害児支援利用援助

## 2 障害児通所支援等

児童発達支援は、日常生活における基本的動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うものです。

居宅訪問型児童発達支援は、重度の障害児等であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な場合に、居宅を訪問し日常生活おける基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行うものです。

医療型児童発達支援は、上肢、下肢または体幹の機能に障害のある児童に対し、 児童発達支援と治療を行うものです。障害種別にかかわらず障害児を支援できる よう、令和6年度から児童発達支援に一元化されます。

放課後等デイサービスは、就学している障害のある児童に対して、放課後や夏休み等に通所により、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うものです。

保育所等訪問支援は、保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、同じクラスの 児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うものです。

#### 《障害児通所支援等の利用見込みと確保策》

- ○これまでの利用状況も踏まえ、見込み量を設定しており、児童発達支援 は減少傾向、放課後等デイサービスは利用日数が増加傾向としています。
- ○児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の円滑な利用に向けて、自立支援協議会など関係機関と連携し、療育の場の充実に努めます。また、見込み量を 0 としたサービスも含めニーズに対応した提供体制の確保に努めます。

			第2期			第3期		
		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実 績	実人/月	2	2	2			
旧辛丝法士拉	計画値	大八/ 月	1	1	1	2	2	1
児童発達支援	実 績	人日分/月	9	7	7			
	計画値		10	10	10	7	7	4
	実 績	実人/月	0	0	0			
居宅訪問型	計画値		0	0	0	0	0	0
児童発達支援	実 績	人日分/月	0	0	0			
	計画値	ハロル/ カ	0	0	0	0	0	0
	実 績	宝人/日	0	0	0			
医療型	計画値	実人/月	0	0	0			
児童発達支援	実 績	人日分/月	0	0	0			
	計画値	ハロル/ ガ	0	0	0			

※各年度月平均、令和5年度は見込み

				第2期			第3期		
		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	実 績	実人/月	9	7	7				
放課後等	計画値	天八/ 月	10	10	10	7	7	7	
デイサービス	実 績	人日分/月	73	71	75				
	計画値		60	60	60	79	82	86	
	実 績	実人/月	0	0	0				
保育所等	計画値	人日分/月	2	2	2	0	0	0	
訪問支援	実 績		0	0	0				
	計画値	ハロル/ ロ	3	3	3	0	0	0	

<sup>※</sup>各年度月平均、令和5年度は見込み

## 3 障害児相談支援

障害児通所施設の利用にかかる内容等を定めた「サービス利用計画」の作成を 行い、一定期間ごとに見直しを行います。

#### 《障害児相談支援の利用見込みと確保策》

- ○これまでの利用状況から、第 2 期計画期間と同程度の利用を見込みます。
- ○障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けることができるよう、関係機関と連携し、療育の場の充実に努めます。

				第2期		第3期		
		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談	実 績	実人/月	2	2	2			
支援	計画値	<del>大</del> 八/ 月	3	3	3	2	2	2

<sup>※</sup>各年度月平均、令和5年度は見込み

第4部

# 計画の推進にあたって

第1章 円滑なサービス提供体制の確立

## 第4部 計画の推進にあたって

## 第1章 円滑なサービス提供体制の確立

本計画の推進にあたり、国が示す基本指針、直近の障害福祉施策の動向、本 町の状況等を踏まえ、以下の点に留意しながら取り組みます。

## 1 福祉施策の推進

## (1)地域共生社会の実現

障害の有無にかかわらず、地域の人々が互いの個性を尊重しながら、住み慣れた土地で安全・安心に住み続けることができる社会の実現に向けて、地域に住む一人ひとりが主体的に地域づくりに取り組むとともに、地域で包括的な支援体制の構築に努めます。

また、障害のある人自身の決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービスの受給や障害のある人の自立と社会参加の 実現を図るため、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制につい て検討を進めます。

## (2)権利擁護・理解の促進

障害等に対する社会的障壁を取り除くため、住民の理解促進や啓発活動に取り組みつつ、地域全体で支援する体制構築のため、ボランティア等の関係団体や 交流活動への支援を図ります。

また、障害のある人への虐待の未然防止や人権を守るため、関係機関・団体や 学校、地域住民への周知を図るとともに、支援体制を整備・強化し、権利擁護の ための取組を推進します。

## (3) 社会参加等の促進

各種大会、イベント、サークル活動等をきっかけとして、スポーツ、文化芸術活動に触れる機会の充実を図るとともに、主体的に活動しているサークル等を 支援します。

#### (4) サービス提供における人材の確保・質の向上

障害福祉サービス等を担う人材の確保に向けて、他業種など人材の新規参入 の促進を図るとともに、サービスの質の向上のため、研修の実施や多職種間の連 携強化等、県や近隣市町、事業所等と連携して取り組むことが重要となります。

また、利用者が必要なサービスを適正に利用できるよう、調査員や障害支援区分認定審査会委員などの知識・技術の向上を図るとともに、正確・公平な認定と 障害者のニーズに応じたサービスの支給決定に努めます。

## (5)情報の円滑な取得に向けた支援

すべての障害のある人が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、デジタル技術を活用した情報発信の導入や社会環境の変化に応じて適切な情報提供の手段を検討するなど、効果的な情報機器の活用を図るとともに、情報を受け取りやすくするため、機器の利用等に配慮し、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現を図ります。

## (6) 障害児等が円滑に教育・保育等を利用できる環境整備

障害のある児童の地域社会への参加やインクルーシブ教育<sup>※2</sup> を計画的に推進するため、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所等の利用ニーズの把握に努め、教育委員会や学校等と連携のうえ、十分な保育、教育等の支援を受けることができるよう施策の推進に努めます。

<sup>※21</sup> 障害の有無にかかわらず誰もが望めば合理的な配慮のもと地域の普通学級で学ぶことを指し、障害のある子どもと障害のない子どもがともに教育を受けることで、「共生社会」の実現に貢献しようという考え方。

## 2 サービス提供体制

## (1) 自立支援協議会との連携

「夷隅地区自立支援協議会」において、支援体制に関することや個別支援会議等の中で明らかにされた地域課題について共有し、課題解決のための方策等についての協議を積極的に行うとともに、地域の関係機関によるネットワークの構築、障害者等に関する施策や計画の推進に努めます。

### (2) サービス提供事業所との連携

サービスの提供にあたっては、障害のある人やその家族の状況等を踏まえ、本町におけるサービスの質の向上と安定した供給に向けて、必要なニーズの把握に努めるとともに、サービスの担い手となるサービス提供事業所と連携して必要なサービス提供等に対応した供給体制を確保します。

#### (3) 県、関係機関等との連携

障害福祉サービスの提供、総合的な相談支援や地域への移行支援等にあたっては、県や近隣市町村、社会福祉法人や医療機関をはじめとした関係機関との連携を強化することにより着実な計画の推進に努めます。

## 3 進捗管理

計画をより具体的なものとし、計画の実施がその目的に照らして有効であるかどうか等を検証するために、実施状況等の点検が不可欠となります。

自立支援協議会や関連機関にも随時意見を求めながら、「計画(Plan)」、「実行(Do)」、「検証(Check)」、「改善(Action)」のプロセスを循環させ、進捗状況の確認、評価を行い、必要に応じて計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。



# 資 料 編

## 資料編

## 1 御宿町障害者計画等策定委員会設置要綱

平成29年12月15日告示第48号

(設置)

第 | 条 御宿町の障害者福祉施策の指針となる御宿町障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画(以下「計画等」という。)を策定するため、その総合的な事項を検討する御宿町障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
  - (1) 計画等の策定に係る事項の審議に関すること。
  - (2) 計画等の策定に係る総合調整に関すること。
  - (3) その他計画等の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会の委員は次の構成により町長が委嘱する。
  - (1) 医療関係者 1名
  - (2) 地域福祉関係者 | 名
  - (3) 障害者団体関係者 2名
  - (4) 障害福祉関係者 2名
  - (5) 行政機関関係者 | 名

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画等の策定が終了する日までとする。ただし、 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会には委員長 | 名及び副委員長 | 名を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

(職務)

第6条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員長は、会議の運営上必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その 意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、障害福祉担当課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

## 2 御宿町障害者計画等策定委員会 委員名簿

委嘱期間:令和5年10月1日から計画策定終了まで(敬称略)

No.	区 分	所属	氏 名	備考
1	医療関係者	青葉クリニック 院長	恩 田 宏一郎	
2	地域福祉関係者	御宿町民生委員児童委員協議会 副会長	藤江順理	副委員長
3	障害者団体関係者	御宿町身体障害者福祉会 会長	石 井 洋 示	委員長
4	,	御宿町身体障害者福祉会 副会長	渡邉邦彦	
5	障害福祉関係者	御宿町知的障害者相談員	海沼恵子	
6		ヤックスヘルパーステーション御宿 管理者	吉 野 こず江	
7	行政関係者 (福祉)	夷隅健康福祉センター 副センター長	市川寿美	

## 3 策定経過

年 月 日	項目	主な内容
令和5年7・8月	サービス提供事業所調査の実施	
令和 5 年 10 月 23 日	令和 5 年度第 1 回御宿町障害者 計画等策定委員会の開催	・策定概要説明 ・御宿町の現状と現行計画の評価 結果報告 ・事業所ヒアリング調査の実施結 果報告
令和6年1月16日	令和 5 年度第 2 回御宿町障害者 計画等策定委員会の開催	・御宿町第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画 (素案) につ いて協議
令和 6 年 1 月 31 日 ~2 月 29 日	意見公募(パブリックコメント)の 実施	
令和6年2月21日	御宿町議会議員協議会	・計画(案)について説明
令和6年3月11日	令和 5 年度第 3 回御宿町障害者 計画等策定委員会の開催	・御宿町第7期障害福祉計画・第 3期障害児福祉計画(最終案)に ついて協議

## 御宿町

## 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

令和6年3月発行

発 行 御宿町

企画・編集 御宿町 保健福祉課

〒299-5192

千葉県夷隅郡御宿町須賀 1522

電話 0470-68-6716

Fax 0470-68-7182